事業番号 D-23-3、D-23-4

事 業 名 防災集団移転促進事業(補助率 1/2)②

防災集団移転促進事業(補助率3/4)②

事 業 費 総額 949,594 円 (国費 828,757 千円)

(内訳:附帯工事費 13,913 千円、測量設計費 56,797 千円、用地補償費 878,883 千円)

事業期間 平成 24 年度~平成 27 年度

事業目的・事業地区

震災により盛土内の地すべり等により被害を受けた地区のうち、仙台市太白区緑ヶ丘四丁目地区及び泉区松森字陣ヶ原地区について、「造成宅地滑動崩落緊急対策事業により対策を施しても将来における宅地の安全性を保障することは困難」との専門家(仙台市宅地保全審議会)の意見を踏まえ、防災集団移転促進事業により住まいの再建を図る。

事業結果

移転促進区域 2.4ha (仙台市太白区緑ヶ丘 4 丁目 2.1ha、仙台市泉区松森字陣ヶ原 0.3ha) において、宅地の買い取りや建物移転料・移転費助成など行った。

対象となる 84 戸(仙台市太白区緑ヶ丘 4 丁目 78 戸・仙台市泉区松森字陣ヶ原 6 戸) のうち 81 戸は安全な移転先(内訳は下記参照)に移転し、現地再建の希望等により買い取りの申出がない 3 戸については、買い取りを断念した。

- ・集団移転先(土手内・鹿野復興公営住宅団地): 24 戸
- 集団移転先以外の復興公営住宅団地:6戸
- 単独移転:51戸

写真: 仙台市太白区緑ヶ丘4丁目地区 被災時と事業完了後

(被災時)







事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業において、移転促進区域内の宅地を買い取り、区域内に居住していた 84 戸のうち 81 戸の住民が安全な移転先に移転し、安全・安心な住まいの再建が行われたことから、事業内容は適切なものと考える。

なお、仙台市太白区緑ヶ丘 4 丁目については、盛土内の地すべりが発生しており、当該地区に隣接している地域への地すべり被害が発生する恐れがあることから、造成宅地滑動崩落緊急対策事業を併せて実施することで、近隣宅地の安全性も確保した。

② コストに関する調査・分析・評価

新たな移転先の基盤整備を実施せず、移転先に復興公営住宅等を活用することで、事業費の縮減を図った。

宅地の買取価格は、不動産鑑定評価を行い、不動産鑑定士や弁護士等で構成する仙台市公有財産価格審議会の議決を経て決定しており、適切である。なお、不動産鑑定評価においては、震災補正を適正に行っている。

以上のとおり、経済性に配慮した事業執行となっていることから、事業コスト は適切なものと考える。

- ③ 事業手法に関する調査・分析・評価
 - ・想定した事業期間

測量設計発注・完了 平成 24 年 8 月~平成 25 年 9 月 土地の買収 平成 25 年 1 月~平成 26 年 3 月 移転費用補助等 平成 25 年 4 月~平成 26 年 3 月

実際に事業に有した事業期間

測量設計発注・完了 平成 24 年 9 月~平成 28 年 3 月 土地の買収 平成 25 年 3 月~平成 28 年 2 月 移転費用補助等 平成 25 年 1 月~平成 28 年 3 月

・宅地所有者の意向調査等に時間を要したことから、やむを得ず事業期間を延長したが、事業の進捗に応じて関係機関と適宜調整するなど、円滑な事業の執行に努め、本市の震災復興計画期間である平成 27 年度末までに完了したことから、事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局

都市整備局 建築宅地部 宅地保全課 電話番号:022-214-8450

事業番号 D-4-19

事 業 名 災害公営住宅整備事業(公営住宅建設等) ⑲その他集合住宅地区〔公募買取〕

事 業 費 総額 32, 317, 390 千円 (国費 28, 277, 709 千円)

(内訳:本工事費 27,544,502 千円、用地補償費 4,772,888 千円)

事業期間 平成 25 年度~平成 27 年度

事業目的・事業地区

東日本大震災により住まいを失い、自力による住宅確保が困難な被災者の居住の安定を確保するため、早期に災害公営住宅を整備する。

(事業地区:仙台市内各所)

事業結果

民間事業者が整備した建物を災害公営住宅(21 棟・1,329 戸) として買取り、平成27年1月から入居を開始した。

【整備概要】

●梅田町地区

整備戸数:66戸

構造・規模:鉄筋コンクリート造10階建て 延べ面積4,697.32 ㎡

附帯施設:自転車置場、ごみ置き場、駐車場

●小田原地区

整備戸数:58戸

構造・規模:鉄筋コンクリート造5階建て 延べ面積3,579.68 ㎡

附帯施設:自転車置場、ごみ置き場、駐車場

●幸町第三地区

整備戸数:38戸

構造・規模:鉄筋コンクリート造5階建て 延べ面積2,388.11 ㎡

附帯施設:自転車置場、ごみ置き場、駐車場

●燕沢東地区

整備戸数:63戸

構造・規模:鉄筋コンクリート造7階建て 延べ面積 4,148.58 ㎡

附帯施設:自転車置場、ごみ置き場、駐車場

●燕沢地区

整備戸数:55戸(5棟)

構造・規模: 鉄骨造2・3 階建て 延べ面積3,691.76 ㎡

附帯施設:自転車置場、ごみ置き場、駐車場

●新田東地区

整備戸数:35戸

構造・規模:鉄筋コンクリート造4階建て 延べ面積2,167.77 ㎡

附帯施設:自転車置場、ごみ置き場、駐車場

●田子西第二地区

整備戸数:168戸(2棟)

構造・規模:鉄筋コンクリート造5・7階建て 延べ面積10,007.47㎡

附帯施設: 自転車置場、ごみ置き場、駐車場、集会所

●宮城野地区

整備戸数:88戸

構造・規模:鉄筋コンクリート造 10 階建て 延べ面積 5,991.86 ㎡

附帯施設:自転車置場、ごみ置き場、駐車場

●中倉地区

整備戸数:58戸

構造・規模:鉄筋コンクリート造8階建て 延べ面積3,793.57 ㎡

附帯施設:自転車置場、ごみ置き場、駐車場

●大和町地区

整備戸数:103戸

構造・規模:鉄筋コンクリート造 13 階建て 延べ面積 7,042.75 ㎡

附帯施設:自転車置場、ごみ置き場、駐車場

●荒井第二地区

整備戸数:34戸

構造・規模:鉄筋コンクリート造 10 階建て 延べ面積 2,336.47 ㎡

附帯施設: 自転車置場、ごみ置き場、駐車場

●六丁の目中町地区

整備戸数:43戸

構造・規模:鉄筋コンクリート造 10 階建て 延べ面積 2,750.66 ㎡

附帯施設: 自転車置場、ごみ置き場、駐車場

●あすと長町地区

整備戸数:163戸

構造・規模: プレキャストコンクリート造 13 階建て 延べ面積 10,989.36 ㎡

附帯施設:自転車置場、ごみ置き場、駐車場

●あすと長町第二地区

整備戸数:96戸

構造・規模:鉄筋コンクリート造 14 階建て 延べ面積 6, 232.09 ㎡

附帯施設:自転車置場、ごみ置き場、駐車場

●あすと長町第三地区

整備戸数:68戸

構造・規模:鉄筋コンクリート造7階建て 延べ面積 4.187.63 ㎡

附帯施設: 自転車置場、ごみ置き場、駐車場

●泉中央南地区

整備戸数:193戸

構造・規模:鉄筋コンクリート造10階建て 延べ面積13,186,52 ㎡

附帯施設:自転車置場、ごみ置き場、駐車場





建物全景 (宮城野地区)

住戸内部 (宮城野地区)

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

令和2年4月1日の時点で、整備戸数1,329戸のうち1,259戸が入居している(空室となった住戸は、市営住宅として活用)。東日本大震災により住居を喪失した被災者が、仮設住宅等から本災害公営住宅へ入居することにより、居住の安定が図られたことから事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

不動産鑑定評価書に基づき、不動産鑑定士などにより構成される本市公有財産価格審議会に諮問し、買取価格を設定しているため、事業コストは適切なものと考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

想定した事業期間

平成 25 年 5 月~平成 27 年 10 月

実際に事業に有した事業期間 平成 25年5月~平成 27年10月

完成時期が平成 26 年度から平成 27 年度にずれ込んだ地区が 4 地区あったが、民間事業者が整備した建物を買取ることにより、2 年半程の期間で 21 棟・1,329 戸整備することができたことから、事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局

都市整備局 公共建築住宅部 住宅政策課 電話番号:022-214-8336

事業番号 D-4-20

事 業 名 災害公営住宅整備事業(公営住宅建設等)⑩角五郎地区

事 業 費 総額 1,253,082 千円 (国費 1,096,445 千円)

(内訳: 本工事費 540, 520 千円、測量設計費 31, 212 千円、用地補償費 681, 350 千円)

事業期間 平成 25 年度~平成 27 年度

事業目的・事業地区

東日本大震災により住まいを失い、自力による住宅確保が困難な被災者の居住の 安定を確保するため、早期に災害公営住宅を整備する。

(事業地区:仙台市青葉区角五郎二丁目 10番 15号外)

事業結果

災害公営住宅として買取った社宅を改修し、平成 27 年 10 月から入居を開始した。 【整備概要】

整備戸数:47戸(4棟)

構造・規模:鉄筋コンクリート造 3 階建て 延べ面積 4,018.41 ㎡

附帯施設:自転車置場、ごみ置き場、駐車場



建物全景



建物全景



住戸内部 (洋室)



住戸内部 (DK)

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

令和2年4月1日の時点で、整備戸数47戸のうち44戸が入居している(空室となった住戸は、市営住宅として活用)。東日本大震災により住居を喪失した被災者が、仮設住宅等から本災害公営住宅へ入居することにより、居住の安定が図られたことから事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

入札により業者の選定を行い、資材や労務単価が上昇する厳しい状況下にあっても、経済性に配慮した事業執行となっており、事業コストは適切なものと考える。

- ③ 事業手法に関する調査・分析・評価
 - ・想定した事業期間

用地取得:平成 25 年 11 月~平成 26 年 9 月 調查·設計:平成 26 年 4 月~平成 26 年 9 月 工 事:平成 26 年 9 月~平成 27 年 5 月

・実際に事業に有した事業期間

用地取得:平成 25 年 11 月~平成 27 年 3 月 調査・設計:平成 26 年 4 月~平成 26 年 9 月 工事:平成 27 年 1 月~平成 27 年 10 月

・土壌汚染(ヒ素)の除去が必要になり、取得した用地の引渡しが遅くなったため、 当初の想定より事業期間が長くかかったが、工事の進捗に応じ適宜関係機関と 調整し、事業の最適化に努めたことから、事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局

都市整備局 公共建築住宅部 住宅政策課 電話番号:022-214-8336

事業番号 D-4-21

事 業 名 災害公営住宅整備事業(公営住宅建設等)

② 東部集団移転対応集合住宅(荒井西地区)

事 業 費 総額 504,956 千円 (国費 441,835 千円)

(内訳: 本工事費 347, 982 千円、附帯工事費 42 千円、測量設計費 31, 119 千円、用地補償費 125, 813 千円)

事業期間 平成 26 年度~平成 27 年度

事業目的・事業地区

東日本大震災により住まいを失い、自力による住宅確保が困難な被災者の居住の 安定を確保するため、早期に災害公営住宅を整備する。

(事業地区:仙台市若林区荒井字梅ノ木 103番地)

事業結果

災害公営住宅(14戸)を建設し、平成28年2月から入居を開始した。

【整備概要】

整備戸数:14戸

構造・規模:鉄筋コンクリート造 3 階建て 延べ面積 868.53 ㎡

附帯施設:自転車置場、ごみ置き場、駐車場



建物全景



建物全景



住戸内部(洋室)



住戸内部 (和室)

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

令和2年4月1日の時点で、整備戸数14戸のうち13戸が入居している(空室となった住戸は、市営住宅として活用)。東日本大震災により住居を喪失した被災者が、仮設住宅等から本災害公営住宅へ入居することにより、居住の安定が図られたことから事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

入札により業者の選定を行い、資材や労務単価が上昇する厳しい状況下にあっても、経済性に配慮した事業執行となっており、事業コストは適切なものと考える。

- ③ 事業手法に関する調査・分析・評価
 - ・想定した事業期間

用地取得:平成26年9月~平成27年3月

調查·設計:平成 26 年 7 月~平成 26 年 11 月

工 事: 平成 27 年 3 月~平成 28 年 1 月

・実際に事業に有した事業期間

用地取得:平成26年9月~平成27年3月

調查・設計:平成26年7月~平成26年11月

事: 平成 27 年 3 月~平成 28 年 1 月

・特段の遅れがなく、想定した事業期間内に整備を完了できたことから、事業手 法は適切なものと考える。

事業担当部局

都市整備局 公共建築住宅部 住宅政策課 電話番号:022-214-8336

事業番号 D-4-22

事 業 名 災害公営住宅整備事業(公営住宅建設等)

② 東部浸水区域移転対応集合住宅

事 業 費 総額 1,532,985 千円 (国費 1,341,359 千円)

(内訳: 本工事費 1, 241, 944 千円、付帯工事費 2, 088 千円、測量設計費 70, 229 千円、用地補償費 218, 725 千円)

事業期間 平成 25 年度~平成 28 年度

事業目的・事業地区

東日本大震災により住まいを失い、自力による住宅確保が困難な被災者の居住の 安定を確保するため、早期に災害公営住宅を整備する。

(事業地区:仙台市若林区六郷 14番 11号外)

事業結果

災害公営住宅(60 戸)を建設し、岡田地区は平成28年4月から、六郷地区は平成28年7月から入居を開始した。

【整備概要】

●岡田地区

整備戸数:10戸

構造・規模: 鉄骨造 2 階建て 延べ面積 638.24 ㎡

附帯施設:自転車置場、ごみ置き場、駐車場



建物全景



住戸内部 (和室)

●六郷地区

整備戸数:50戸(2棟)

構造・規模:鉄筋コンクリート造 3 階建て 延べ面積 3, 127. 48 ㎡

附帯施設:自転車置場、ごみ置き場、駐車場



建物全景



住戸内部 (DK)

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

令和2年4月1日の時点で、整備戸数60戸のうち58戸が入居している(空室となった住戸は、市営住宅として活用)。東日本大震災により住居を喪失した被災者が、仮設住宅等から本災害公営住宅へ入居することにより、居住の安定が図られたことから事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

入札により業者の選定を行い、資材や労務単価が上昇する厳しい状況下にあっても、経済性に配慮した事業執行となっており、事業コストは適切なものと考える。

- ③ 事業手法に関する調査・分析・評価
 - ・想定した事業期間

用地取得:平成 26 年 3 月~平成 26 年 12 月 調査・設計:平成 26 年 3 月~平成 27 年 1 月 エ 事:平成 27 年 3 月~平成 28 年 3 月

・実際に事業に有した事業期間

用地取得:平成 26 年 3 月~平成 26 年 12 月 調査・設計:平成 26 年 3 月~平成 27 年 1 月 エ 事:平成 27 年 3 月~平成 28 年 6 月

・入札の不調により業者選定に時間を要したことから、六郷地区の完成が想定より遅れたが、工事の進捗に応じ適宜関係機関と調整し、事業の最適化に努め、概ね想定した事業期間内に整備を完了することができたことから、事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局

都市整備局 公共建築住宅部 住宅政策課 電話番号:022-214-8336

事業番号 ◆D-4-1-2

事 業 名 災害公営住宅駐車場整備事業

(関連する基幹事業:D-4 災害公営住宅整備事業)

事 業 費 総額 418,750 千円 (国費 334,998 千円)

(内訳:工事費 418,750 千円)

事業期間 平成 25 年度~平成 28 年度

事業目的・事業地区

東日本大震災により住まいを失い、自力による住宅確保が困難な被災者の居住の安定を確保 するための災害公営住宅整備に伴い、入居者に対する駐車場を整備する。

(事業地区:仙台市内各所)

事業結果

災害公営住宅の入居者に対する駐車場(2,151台分)を整備した。

【整備概要】

整地、側溝の設置、舗装及び照明等の附帯設備設置 地区別整備数

· 荒井東(第一期)180

·田子西 146

・芦の口30

・上原 17

• 鹿野 57

・鶴ケ谷第二 25

・霊屋下 20

• 通町 43

・落合 115

· 霊屋下第二 61

・荒井東(第二期)101

角五郎 39

· 荒井西 14

- 鶴ケ谷第三 18

- 荒井南 75

- 岡田 10

・荒井南第二 50

・茂庭第二 101

- 六郷 50

ルカース

・六丁の目西町 59

- 卸町 32

・若林西 123 ・荒井第二 25

• 梅田町 41

· 小田原 33

- 宮城野 32

・あすと長町 50

あすと長町第二30

・あすと長町第三 35

・六丁の目中町 33

・幸町第三 25

・泉中央南 129

・燕沢東 54

· 大和町 32

•新田東 22

·田子西第二 152

・燕沢 56

• 中倉 36

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

令和2年4月1日の時点で、1,602台分が契約されている。東日本大震災により住宅を喪失した被災者が、仮設住宅等から市内各所に整備した災害公営住宅へ入居し、居住の安定が確保された。本事業において、入居者に対する駐車場を整備することにより、入居者の利便性が向上し、災害公営住宅整備の効果が促進されたことから事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

入札により業者の選定を行い、資材や労務単価が上昇する厳しい状況下にあっても、経済性に配慮した事業執行となっており、事業コストは適切なものと考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

想定した事業期間

平成 25 年 5 月~平成 28 年 3 月

実際に事業に有した事業期間 平成 25年5月~平成 28年6月

入札不調により、一団地の完成が想定より遅れたが、災害公営住宅整備と併せて、概ね想 定した事業期間内に整備を完了できたことから、事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局

都市整備局 公共建築住宅部 住宅政策課 電話番号:022-214-8336

事業番号 D-5-1

事 業 名 災害公営住宅家賃低廉化事業(仙台市)

事 業 費 113 億円 (国費 99 億円)

事業期間 平成 25 年度~令和 2 年度

事業目的·事業地区

東日本大震災により甚大な被害を受けた仙台市において、被災者向けに整備した 災害公営住宅に係る災害公営住宅家賃低廉化事業を実施することにより、当該災害 公営住宅の入居者の居住の安定確保を図ることを目的とする。

事業結果

平成 24 年度に完成した北六番丁復興公営住宅から事業を開始し、令和 2 年度まで 8 年間にわたり、近傍同種家賃と入居者負担基準額の差額を補助対象とし、その 7/8 (管理開始 6 年目以降は 5/6) である総額 11, 278, 672 千円の事業を実施し、事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、災害公営住宅入居者延べ 16, 526 世帯の居住の安定に寄与した。

事業の実績に関する評価

本事業を実施することにより、事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、東日本大震災により財産を失った被災者延べ16,526世帯の居住の安定化に寄与した。

- ① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 令和3年3月時点において1,631世帯の被災者の居住の安定化に寄与しており、 本事業は有効に活用されている。
- ② コストに関する調査・分析・評価

当事業については、通常の公営住宅家賃対策補助金と同様、各年度の 10 月 1 日を基準日として、収入超過者や空室等を除く全ての世帯を対象に、法令に基づく 算定手法により算出される近傍同種家賃と入居者負担基準額の差額を補助対象と する事業であったことから、適正なコストにより実施できた。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

被災地においては集中的に大量の公営住宅を整備する必要があることに鑑みて、地方公共団体の負担を軽減するため、補助率の引上げが行われており、それにより被災者の早期の復興に寄与したことから事業手法としては適切であった。

事業担当部局

都市整備局 公共建築住宅部 市営住宅管理課 電話番号:022-214-8387

事業番号 D-6-1

事 業 名 東日本大震災特別家賃低減事業(仙台市)

事業費 19億円(国費14億円)

事業期間 平成 25 年度~令和 2 年度

事業目的·事業地区

東日本大震災により甚大な被害を受けた仙台市において、応急仮設住宅等に居住する低所得(月8万円以下)の被災者が、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう、東日本大震災特別家賃低減事業を実施することにより、災害公営住宅の家賃を、一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化することを目的とする。

事業結果

平成 24 年度に完成した北六番丁復興公営住宅から事業を開始し、令和 2 年度まで 8 年間にわたり、家賃算定基礎額と特定入居者負担基準額の差額を補助対象とし、その 3/4 である総額 1,895,318 千円の事業を実施し、事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、延べ 11,421 世帯の被災者の居住の安定に寄与した。

事業の実績に関する評価

本事業を実施することにより事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、東日本 大震災により財産を失った低所得の被災者延べ 11,421 世帯の家賃を 10 年かけて段 階的に本来家賃とすることが可能となり、被災者の居住の安定に寄与した。

- ① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 令和3年3月時点において1,606世帯の被災者の居住の安定化に寄与しており、 本事業は有効に活用されている。
- ② コストに関する調査・分析・評価

当事業については、通常の公営住宅家賃対策補助金の考え方と同様、各年度の10月1日を基準日として、収入が80千円以下の世帯を対象に、法令及び要綱に基づく算定手法により算出される家賃算定基礎額と特定入居者負担基準額の差額を補助対象とする事業であったことから、適正なコストにより実施できた。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本事業の実施により、被災により収入の完全に途絶えてしまった被災者や、従前、持家に居住していた低額所得者の被災者が災害公営住宅に入居される際の家賃の負担感が緩和され、災害公営住宅による恒久的な生活再建に繋ったことから、事業手法としては適切であった。

事業担当部局

都市整備局 公共建築住宅部 市営住宅管理課 電話番号:022-214-8387

事業番号 ◆D-4-1-3

事 業 名 災害公営住宅入居決定・家賃システム構築事業

事 業 費 総額 9,871 千円 (交付対象事業費 9,871 千円、国費 7,896 千円)

(内訳:測量設計費9,871千円)

事業期間 平成 24 年度~平成 25 年度

事業目的 • 事業地区

災害公営住宅への円滑な入居を図るため、災害公営住宅に対応する新たな機能を 既存の仙台市営住宅管理システムに追加するもの。

事業結果

既存の仙台市営住宅管理システムに災害公営住宅に関する以下の機能を追加。

- 1. 募集機能
 - (1) 災害公営住宅募集基礎情報登録
 - (2) 申込者情報登録
 - (3)受付番号・抽選番号付与
 - (4) 選考結果・抽選結果登録
 - (5) 入居者確定
- 2. 管理機能
 - (1) 入居者管理情報に震災関係項目の追加
 - (2) 災害公営住宅入居者としての視覚的サイン追加
 - (3) 災害公営住宅減免措置対応
 - (4) 戸建災害公営住宅向け利便性係数対応

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

災害公営住宅に対応する新たな機能を既存の仙台市営住宅管理システムに付与することで、災害公営住宅の入居の円滑化とともに、従前の市営住宅との一元的で効率的な管理が実現できたことから、事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

著作権に係る制約のため、仙台市営住宅管理システムの改修業務を唯一許諾されている事業者と特命随意契約を締結しており、適切なものと考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

想定した事業期間 平成 25 年 1 月~平成 25 年 10 月 実際に事業に有した事業期間 平成 25 年 3 月~平成 26 年 3 月 ほぼ予定どおりの期間で事業を終えたことから、事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局

都市整備局 公共建築住宅部 市営住宅管理課 電話番号:022-214-8331

事業番号 D-13-2

事業名 住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)②

事 業 費 総額 68.571 千円 (国費 51.428 千円)

(内訳:測量設計費 68,571 千円)

事業期間 平成 24 年度~平成 27 年度

事業目的・事業地区

震災により盛土内の地すべりが発生し、建物の全壊、半壊など、広範囲にわたり甚大な被害を受け、防災集団移転促進事業を実施する仙台市太白区緑ヶ丘四丁目地区及び泉区松森字陣ヶ原地区において、集団移転先以外に移転する方(単独移転)を対象に、住宅建設に関する助成(移転先の住宅建設に係る利子補給)を行うことにより、移転の促進を図るとともに、被災者の生活再建の支援を行うもの。

事業結果

上記 2 地区で 14 戸に対し、住宅の建設助成(利子相当額を補給)を実施。

事業の実績に関する評価

- ① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業により、移転促進区域内に居住していた住民が安全な移転先に移転し、 安全・安心な生活再建が図られたことから、事業内容は適切なものと考える。
- ② コストに関する調査・分析・評価 移転先の土地取得及び建物の建設工事に係る費用を対象に、金融機関の融資契 約書等を確認のうえ、利息相当額を助成しており、事業コストは適切なものと考 える。
- ③ 事業手法に関する調査・分析・評価

想定した事業期間

平成 25 年 4 月~平成 27 年 3 月

実際に事業に有した事業期間 平成25年1月~平成28年3月

被災者の意向に沿って移転を進めるために、やむを得ず事業完了時期を当初の 平成26年度から延長したが、当該地区における防災集団移転促進事業とともに、 事業の進捗に応じて関係者と適宜調整するなど円滑な事業の執行に努め、本市の 震災復興計画期間である平成27年度末までに完了したことから事業手法は適切 なものと考える。

事業担当部局

都市整備局 建築宅地部 宅地保全課 電話番号:022-214-8450

事業番号 ◆D-14-1-1

事業名造成宅地滑動崩落緊急対策事業に係る権利調整支援事業

関連する基幹事業:D-14-1 造成宅地滑動崩落緊急対策事業

事 業 費 総額 3,706 千円 (国費 2,965 千円)

(内訳:測量設計費3,706千円)

事業期間 平成 24 年度~平成 26 年度

事業目的・事業地区

基幹事業である造成宅地滑動崩落緊急対策事業として、滑動崩落防止施設などの工作物を民有地内に設置するためには、民有地に関する権利者の同意が必要であるが、地震により擁壁が移動し、敷地境界と一致しなくなった場所等では、権利者との調整や合意形成が困難になる場合がある。

本事業は、基幹事業である造成宅地滑動崩落緊急対策事業の実施にあたり、権利者の同意が得られない場合や、権利者間での調整が困難な場合など、基幹事業の進捗に支障を来す場合に、弁護士への相談等を行い、権利者との調整を支援することにより、基幹事業の円滑な進捗を図るもの。

事業結果

事業期間内に19件の弁護士相談を実施。権利者間での課題に対する法的な見解等の情報提供を行い、課題解決に繋げることで、基幹事業の円滑な実施に寄与した。

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

弁護士協会からの推薦を受け、複数の弁護士で対応することにより、同時期に 集中する相談への対応や、複雑な課題に対する複数の視点での意見提供などが可 能となり、早期の課題解決を通じて事業促進に寄与したことから、事業内容は適 切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

事業費は、弁護士への一般的な相談料を用いて積算しているほか、弁護士に相談する際に類似ケースとして想定される内容を含めて法的な見解をいただき、実相談件数の縮減を図るなど、経済性に配慮した事業執行となっていることから、事業コストは適切なものと考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

想定した事業期間

平成 25 年 3 月~平成 26 年 3 月

実際に事業に有した事業期間 平成 25年 10月~平成 27年 3月

基幹事業である造成宅地滑動崩落緊急対策事業の進捗に合わせ、本事業の完了時期を平成25年度から平成26年度に延長したが、説明会の実施等により住民との合意形成を十分図り、円滑な事業の執行に努め、本市の震災復興計画期間内に完了したことから、事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局

都市整備局 建築宅地部 宅地保全課 電話番号:022-214-8450

事業番号 D-17-2

事 業 名 蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業(都市再生)

事 業 費 総額 2,495,303 千円(交付対象事業費 2,495,303 千円、国費 1,871,463 千円)

(内訳:工事費 1,865,819 千円、測量設計費 78,788 千円、補償費 550,696 千円)

事業期間 平成 25 年度~令和 2 年度

事業目的・事業地区

東日本大震災により甚大な津波被害を受けて住宅の移転を行った本市蒲生北部地区において、地区の復興及び工業・流通業務地区としての新たな産業集積の推進を目的に、被災市街地復興土地区画整理事業により都市基盤の再整備と土地の整理集約を行い、土地利用の向上を図るものである。

事業結果

蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業のうち以下について本事業で実施した。

工 事:区画街路(W=6~14m) L=9,635m 公園(2箇所) A=28,105 m²

特殊街路 (W=6、9m) L= 890m 緑地 (4 個所) A=39,367 m²

宅地整地

測量設計:路線測量、実施設計(区画街路、公園・緑地)

移転補償:補償調査、移転補償 N=19 戸、電柱移設

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業で都市基盤の再整備と土地の整理集約を行った結果、被災した事業所の再開とともに発電所や物流・倉庫など新たな企業の立地が進み、工業・流通業務地区として産業集積が図られたことから、事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

本事業は、民間事業者の創意工夫を活かして効率的・効果的な事業実施を図るため、(公財)区 画整理促進機構のガイドラインを踏まえ、施行者(市)が直接実施すべき事項(意思決定、法手続き、合意形成、補償等の契約行為等)を除く調査設計、工事、事業施行運営の補助などを一括して 民間事業者に委託する「包括委託方式」を導入している。包括委託の受託者選定にあたっては、透明性や公平性等を確保するため、公募型プロポーザル方式を採用しており、受託者とは基本協定書を締結した上で、年度ごとに随意契約で包括委託業務契約を締結している。年度ごとの契約は、基本協定書に定めた契約率(受託者が応募時に提出した技術提案書の概算事業費を市積算額で除した値)に当該年度の市積算額を乗じた金額で締結しており、コスト管理の徹底を図っている。

また、早期の復旧・復興を目指して建物移転が極力少なくなるように道路配置や換地設計を行うとともに、公共施設(区画街路、公園・緑地)をコスト縮減に配慮した計画とするなど、施行期間の短縮と事業費の縮減に努めている。

以上のことから、本事業に係るコストは適切であると考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

想定した事業期間 平成25年4月~令和2年10月

(内 訳) 工 事 平成 27 年 4 月 ~ 令和 2 年 10 月

測量設計 平成 25 年 4 月~平成 27 年 3 月

移転補償 平成 25 年 4 月~令和 2 年 3 月

実際に事業に有した事業期間 平成26年11月~令和3年3月

(内 訳) 工 事 平成 27 年 8 月 ~ 令和 3 年 3 月 測量設計 平成 26 年 11 月 ~ 平成 28 年 9 月

移転補償 平成 26 年 11 月~令和 2 年 7 月

別途の基幹事業で実施した事業計画の作成に不測の日数を要したことで本事業の期間を延長したが、包括委託方式の導入により、事業運営支援、換地設計、補償、工事等の業務間調整、事業全体の包括的管理を受託者が適宜実施し切れ目のない事業推進を図った結果、大幅に遅れることなく事業を終えたことから、事業手法は適切であると考える。

事業担当部局

都市整備局 市街地整備部 市街地整備課 電話番号:022-214-8654

事業番号 ◆D-21-1-2

事 業 名 下水道事業(浸水対策)効果促進事業

事 業 費 総額 1,536,937 千円 (国費 1,229,550 千円)

(内訳:本工事費 1,517,667 千円、測量設計費 19,270 千円)

事業期間 平成 24 年度~令和 2 年度

事業目的 • 事業地区

東日本大震災による地盤沈下で浸水被害の拡大が懸念される本市原町東部の浸水対策として、既存の雨水管と基幹事業で整備する雨水幹線を接続する導水管を整備するもの。

事業結果

- ●導水管の整備
 - 整備延長 φ250~ φ1350 L=1,891m
 - ·特殊人孔 N=43 箇所

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業で整備した導水管及び基幹事業で整備した雨水幹線の供用開始以後、原 町東部地区では重大な浸水被害が発生しておらず、本事業の効果が発現している と判断できることから、事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

シールド施工区間については、急曲線施工を可能とするシールド工法を採用することで立坑数を減らし、人孔築造費等のコスト縮減を図っている。また、設計及び工事の発注においては、標準積算基準に基づき積算した上で、仙台市契約規則等に基づき入札で受注者を選定し、契約している。

以上のことから、本事業に係るコストは適切なものと考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

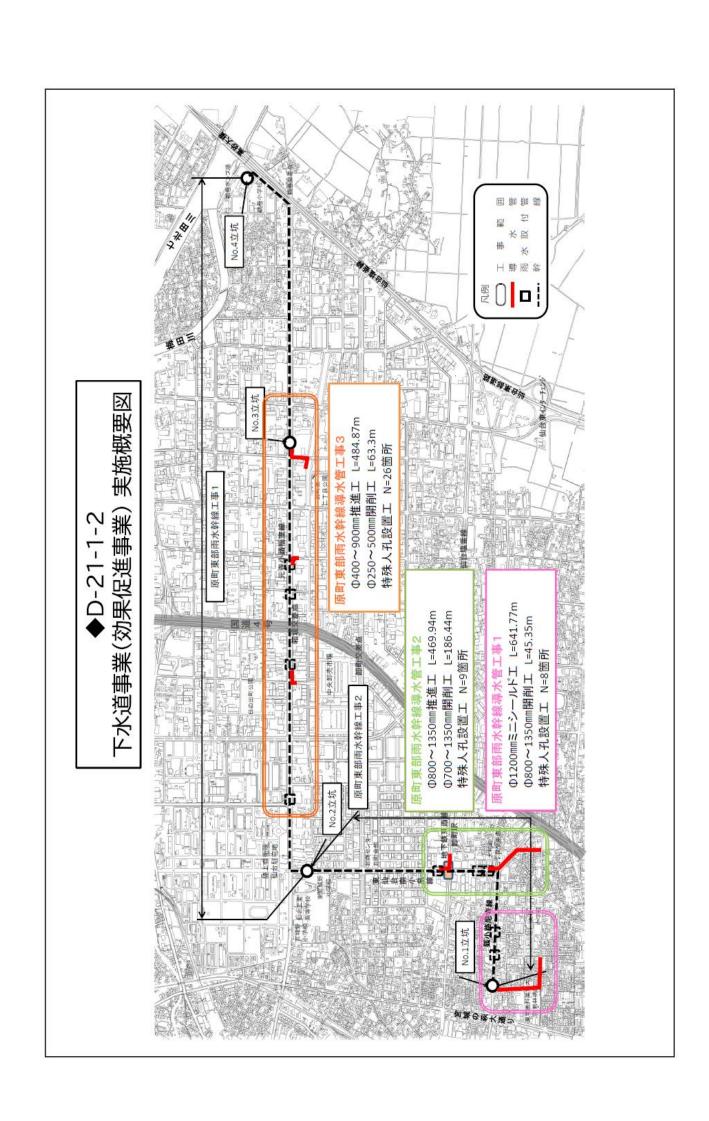
想定した事業期間 平成24年12月~平成30年3月

実際に事業に有した事業期間 平成24年12月~令和2年10月

接続先である原町東部雨水幹線整備工事の進捗が遅れたことに加え、警察との協議、県外在住地権者との調整に時間を要し、当初予定よりも事業に遅れが生じたが、前記のとおり立坑数を減らすことで工期の短縮を図るなど、遅延を最小限に抑え、可能な限り早期の供用を図っており、事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局

建設局 下水道建設部 下水道計画課 電話番号:022-214-8830



事業番号 D-23-2-1

事業名 仙台市交通安全施設整備事業(公安委員会所管分)

事業費 総額249,033千円

(内訳: 本工事費249,033千円)

事業期間 平成27年度~平成31年度

事業目的・事業地区

市内の10地区において、新市街地における道路整備に伴い、当該地区へのアクセス道路における交通の安全と円滑を確保するため、交通信号機、道路標識、道路標示等の交通安全施設整備を行ったもの。

事業結果

地区别

- ・田子西地区 事業費 43,252千円 信号機(新設2基,改良4基),道路標識(91枚,66本),道路標示(横断歩 道480m,その他738m)など
- ・荒井東地区 事業費 121, 464千円信号機(新設8基,改良3基),道路標識(195枚,133本),道路標示(横断歩道1,113m,その他876m)など
- ・荒井南地区 事業費 6,950千円道路標識(83枚,42本),道路標示(横断歩道148m,その他375m)など
- ・荒井西地区 事業費 54,160千円
 信号機(新設3基,改良1基),道路標識(103枚,65本),道路標示(横断歩道501m,その他375m)など
- ・荒井公共区画整理地区 事業費 17,730千円信号機(新設2基,改良1基),道路標識(14枚,13本),道路標示(横断歩道131m,その他222m)など
- ・田子西隣接地区 事業費 2,742千円 道路標識(23枚,18本),道路標示(横断歩道114m,その他64m)など
- ・南福室地区 事業費 520千円 道路標識 (7枚,7本),道路標示 (その他32m) など
- ・上岡田地区 事業費 1,470千円道路標識(16枚,14本),道路標示(横断歩道48m,その他94m)など
- ・七郷地区 事業費 313千円道路標識(4枚,4本),道路標示(その他22m)など
- ・六郷地区 事業費 431千円 道路標識(4枚,3本),道路標示(横断歩道18m,その他26m)など

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

防災集団移転促進事業(D-23) 1 O地区で実施する新たな市街地形成に伴い,事業区域内における道路が整備され,当該区域へアクセスする道路が変更されることから,交通の安全と円滑を確保することにより,新市街地形成に寄与することができた。

② コストに関する調査・分析・評価

事業費の設計・積算は交通信号機等設計基準書等により実施していることから, 通常事業の交通安全施設事業と同等である。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

事業対象地区における交通安全施設の設置箇所を選定する際に、仙台市と県警本部交通規制課及び管轄警察署が綿密に協議を行い、交通の安全と円滑を確保する交通安全施設整備計画を策定した。

<想定した事業期間>

設計・積算期間平成27年 6月 ~ 平成27年 8月工事期間平成27年 9月 ~ 平成28年 3月工事完成平成28年 2月 ~ 平成28年 3月供用開始平成28年 2月 ~ 平成28年 3月

(交通需要の変化に対応するための追加工事は平成31年度まで)

<実際に事業に有した事業期間>

設計・積算期間平成27年 6月 ~ 平成27年 8月工事期間平成27年10月 ~ 平成28年 6月工事完成平成28年 2月 ~ 平成28年 6月供用開始平成28年 2月 ~ 平成28年 6月

- ・ 施工対象地区が多いことから発注者支援業務を導入し、工程管理のため区画整理事業者と交通安全施設設置工事の監督員との連絡調整を図ることで、道路供用開始に間に合うよう施工できた。
- ・ 区画整理事業の遅れに伴い、交通安全施設設置工事が遅延する地区もあったが、 工事スケジュールの調整により道路開通時期に合わせて供用開始することができ た。
- 事業対象地区に移転してきた住民の生活基盤が確立し、地区内及び周辺地域の 交通需要の変化に対応するために事業期間は平成31年度までとしていたが、追加工事等の必要はなかった。
- ・ 上記のとおり、基幹事業の遅れにより事業期間にずれ込みはあったものの、適時 適切なフォローアップが行われ、道路開通時期に合わせて供用開始することがで きたことから、事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局

宮城県警本部交通規制課 電話番号:022-221-7171 内線 5196

事業番号 C-2-1

事業名 (仮称)農と食のフロンティアパーク仙台整備事業

事 業 費 総額 237, 258 千円 (国費 177, 943 千円)

(内訳:委託料 13,543 千円、工事請負費 223,715 千円)

事業期間 平成 25 年度~平成 27 年度

事業目的・事業地区

東日本大震災により大きな被害を受けた仙台東部地区に存する仙台市農業園芸センター について、農業が成長力のある産業に生まれ変わる拠点として復興させ、必要な施設整備を 行うことにより、被災した仙台東部地区(仙台市若林区七郷地区)における交流促進を図る。

事業結果

以下の工事及び関連業務を実施した。

- ・平成25年 仙台市農業園芸センター解体工事設計業務(大温室等)
- ・平成 26 年 仙台市農業園芸センター解体工事 (大温室等)

" 工事(既存施設の復旧)

上記各工事の設計・工事監理業務、他関連業務等

・平成27年 仙台市農業園芸センター土壌復旧工事(栽培ほ場・市民農園)

〃 外構復旧工事(市民農園・センター東側フェンス設置)

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

仙台市農業園芸センターは、東日本大震災により施設全体が被災したが、平成 25 年 5 月に仙台市における農業振興及び市民が身近に農業と触れ合える機能を備えた拠点施設 として、民間活力の大幅な導入により再整備を行う方針を決定した。

その方針に基づき、本事業で被災した施設の解体及び既存施設・設備等の復旧工事、並びに付随する関連工事を実施し、平成27年度までに工事を完了した。

本事業で整備した施設を活用し、市が公募により選定した民間事業者(2者)による運営のもとで平成28年度に再開した。同センターの平成28年度から令和元年度までの入場者数は年間平均30万人を超え、仙台東部地区(若林区七郷地区)の住民を含めた地域内外の交流の促進が図られていることから、本事業は当初の事業目的に従い、適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

業務委託及び工事の契約にあたっては、実施内容及び予定金額に応じて、見積合又は入札により事業者選定を行い、契約締結を行っている。また、契約の発注に際しては、仕様書等の精査を行い、真に必要な事業内容となるよう留意していることなどから、事業コストは適切なものと考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

本件は、平成25年5月の再整備基本方針に基づき、不要施設の撤去及び活用する既存施設の改修を行った。

事業進捗に大きな遅れもなく、当初想定の事業期間内に本件を完了していることから、 その内容・期間を含めた事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局

経済局 農林部 農政企画課 電話番号:022-214-8266

事業番号 D-1-2

事 業 名 東部復興道路整備事業 ((主)井土長町線)

事 業 費 総額 491,561 千円 (国費 380,959 千円)

(内訳:本工事費 373,026 千円,測量設計費 36,719 千円,用地補償費 81,816 千円)

事業期間 平成 25 年度~令和元年度

事業目的・事業地区

若林区二木地区、種次・藤塚地区等の沿岸部集落から津波到達の恐れが低い内陸部への車による避難、および津波避難施設への徒歩・自転車等による避難を円滑に行うため、津波避難道路として東部沿岸地域の幹線道路である井土長町線を整備するもの。

事業結果

以下の避難道路整備に係る調査・測量設計、用地取得及び工事を実施した。

• 整備延長:約1.6km, 幅員10.5m~13.5m

【避難道路全景 (起点側)】







事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

当該道路の完成により、沿岸部から内陸部への円滑な避難が可能となったほか、 関連基幹事業である(主)塩釜亘理線外 1線(かさ上げ道路)と一体的な整備を実施したことで、津波減災機能の相乗効果が得られ、東部沿岸地域の安全・安心が確保されたことから、事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

津波シミュレーション結果や各種調査結果に基づき、経済性に配慮した計画・設計を実施したことに加え、工事契約の締結にあたっては、土木工事標準積算基準書による適正な予定価格を算出し、競争性を有する制限付き一般競争入札により工事請負契約を締結していることから、事業コストは適切なものと考える。

- ③ 事業手法に関する調査・分析・評価
 - ・想定した事業期間

測量設計 平成 25 年度~平成 26 年度

用地取得 平成 27 年度~平成 29 年度

工 事 平成 28 年度~平成 31 年 3 月

・実際に事業に有した事業期間

測量設計 平成 25 年度~平成 26 年度

用地取得 平成 27 年度~平成 29 年度

工 事 平成 28 年度~令和元年 9 月

・支障物件(電柱・水道)の移設工事等に時間を要したことから、工事に遅れが生じたものの、用地取得が完了した区間から工事に順次着手するなど、工程の短縮を図っており、事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局

建設局 道路部 南道路建設課 電話番号: 022-214-8378

東部復興道路整備事業((主)井土長町線) 実施箇所図



事業番号 D-1-3

事 業 名 東部復興道路整備事業 ((一)荒浜原町線)

事 業 費 総額 547,718 千円 (国費 424,481 千円)

(内訳: 本工事費 471, 859 千円, 測量設計費 48, 503 千円, 用地補償費 27, 357 千円)

事業期間 平成 25 年度~平成 30 年度

事業目的・事業地区

若林区荒浜、石場、笹屋敷地区等の沿岸部集落から津波到達の恐れが低い内陸部への車による避難、および津波避難施設への徒歩・自転車等による避難を円滑に行うため、津波避難道路として東部沿岸地域の幹線道路である荒浜原町線を整備するもの。

事業結果

以下の避難道路整備に係る調査・測量設計、用地取得及び工事を実施した。

• 整備延長:約2.2km,幅員10.5m~13.5m

【避難道路全景 (起点側)】





事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

当該道路の完成により、沿岸部から内陸部への円滑な避難が可能となったほか、 関連基幹事業である(主)塩釜亘理線外 1線(かさ上げ道路)と一体的な整備を実施したことで、津波減災機能の相乗効果が得られ、東部沿岸地域の安全・安心が確保されたことから、事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

津波シミュレーション結果や各種調査結果に基づき、経済性に配慮した計画・設計を実施したことに加え、工事契約の締結にあたっては、土木工事標準積算基準書による適正な予定価格を算出し、競争性を有する制限付き一般競争入札により工事請負契約を締結していることから、事業コストは適切なものと考える。

- ③ 事業手法に関する調査・分析・評価
 - ・想定した事業期間

測量設計 平成 25 年度~平成 26 年度

用地取得 平成 27 年度~平成 29 年度

工 事 平成 28 年度~平成 31 年 3 月

・実際に事業に有した事業期間

測量設計 平成 25 年度~平成 26 年度

用地取得 平成 27 年度~平成 29 年度 工 事 平成 28 年度~平成 31 年 3 月

・特段の遅れがなく、想定の事業期間内に工事を完了できたことから、事業手法 は適切なものと考える。

事業担当部局

建設局 道路部 南道路建設課 電話番号: 022-214-8378

東部復興道路整備事業 ((一) 荒浜原町線) 実施箇所図



事業番号 ◆D-14-1-2

事 業 名 造成宅地滑動崩落緊急対策事業実施地区に係るまちづくり等支援事業 関連する基幹事業: D-14-1 造成宅地滑動崩落緊急対策事業

事 業 費 総額 9,930 千円 (国費 7,944 千円)

(内訳:測量設計費 9,930 千円)

事業期間 平成 25 年度~平成 27 年度

事業目的・事業地区

① まちづくり計画策定等支援事業

現地再建を基本に、造成宅地滑動崩落緊急対策事業を実施する地区のうち、特に被害が甚大な地区については、住民の移転が進み、コミュニティの維持が困難となっていることから、復旧後の「まちづくり・コミュニティ形成」に重点を置いた地元の活動に対して、まちづくりの専門家を派遣するなどし、課題解決に向けた助言や、まちづくりの方針作成等を支援するもの。

② 造成宅地滑動崩落緊急対策事業に係る事業費管理支援事業 造成宅地滑動崩落緊急対策事業の実施にあたっては、宅地擁壁等の復旧費用の 一部を分担金として所有者等から徴収し、基幹事業等の経費に充てることとして

分担金の徴収においては、減免・徴収猶予・分割納付などの制度を設けており、 特に分割納付は最長 10 年の徴収事務が発生することから、徴収事務を円滑かつ適 正に管理するために、当該事務の管理に関するシステムを構築するもの。

事業結果

いる。

① まちづくり計画策定等支援事業

造成宅地滑動崩落緊急対策事業等を実施した仙台市太白区緑ヶ丘四丁目地区において、地元主体の「緑ヶ丘四丁目公園まちづくり委員会」が組織され、4回のワークショップや委員会を開催。その際に、まちづくり計画への助言等を行う専門家を7回(事前打合せ等を含む)派遣し活動の支援を行った。

② 造成宅地滑動崩落緊急対策事業に係る事業費管理支援事業 分担金徴収システムを構築し、約 1,200 宅地の分担金賦課徴収対象宅地の納付 状況等を当該システムで管理している。

事業の実績に関する評価

- (1) 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価
 - ① まちづくり計画策定等支援事業

上記のとおりまちづくり計画への助言等を行う専門家を 7 回(事前打合せ含む)派遣し、活動の支援を行った結果、公園の利活用方針等を含む「まちづくり基本構想」の策定に至り、「まちづくり・コミュニティ形成」が推進されていることから、事業内容は適切なものと考える。

- ② 造成宅地滑動崩落緊急対策事業に係る事業費管理支援事業 分担金徴収システムを構築したことにより、一元的な債権管理が可能となり、 毎年度発出する分割納付者への納付書発送などの徴収事務を効率的かつ正確に 履行できていることから、事業内容は適切なものと考える。
- (2) コストに関する調査・分析・評価
 - ① まちづくり計画策定等支援事業

まちづくり専門家派遣に当たっては、地区特性やニーズなどを踏まえ、対象 地区を選定した上で、委託先の選定や予定価格の算定など、本市の契約関連規 程に則り委託契約を締結しており、事業コストは適切なものと考える。

- ② 造成宅地滑動崩落緊急対策事業に係る事業費管理支援事業 分担金徴収システムの構築に係る業務委託に関しては、委託先の選定や予定 価格の算定など、本市の契約関連規程に則り委託契約を締結しており、事業コ ストは適切なものと考える。また、本システムを活用して徴収事務を履行する ことで、事務の効率化が図られ、行政コストの縮減に繋がったと考える。
- (3) 事業手法に関する調査・分析・評価
 - ① まちづくり計画策定等支援事業

想定した事業期間 平成 25 年 8 月~平成 27 年 3 月 実際に事業に有した事業期間 平成 27 年 9 月~平成 28 年 3 月

基幹事業である造成宅地滑動崩落緊急対策事業等の進捗に合わせ、本事業の 完了時期を平成 26 年度から平成 27 年度に延長したが、限られた期間の中で、 地元(町内会、被災者会等)と打合せを密に行い、ワークショップが円滑に行わ れるよう調整を図ったことで、地元住民で作成する「まちづくり基本構想」の策 定に至り、「まちづくり・コミュニティ形成」が推進されたことから、事業手法 は適切なものと考える。

② 造成宅地滑動崩落緊急対策事業に係る事業費管理支援事業 想定した事業期間 平成 25 年 7 月~平成 26 年 3 月 実際に事業に有した事業期間 平成 25 年 7 月~平成 26 年 3 月 分担金の賦課徴収が始まる平成 25 年度中にシステムの構築を終え、本システムを活用し、分担金徴収を各年度で適切に行えていることから、事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局

都市整備局 建築宅地部 宅地保全課 電話番号:022-214-8450

事業番号 C-4-2

事 業 名 被災地域農業復興総合支援事業(乾燥調製施設整備)

事 業 費 総額 412.247 千円 (国費: 309.186 千円)

(内訳:基本計画策定業務 7,139 千円、建設工事 403,920 千円、フォークリフト購入 1,188 千円)

事業期間 平成 25 年度~平成 26 年度

事業目的·事業地区

【事業目的】

東日本大震災により農業用機械や乾燥調製施設等が甚大な被害を受け、営農が困難となった津波被災地域において、必要な乾燥調製施設等を仙台市が一体的に整備・貸与することにより、「集落営農組織」(集落等地縁的にまとまりのある農業者が、農業生産を共同して行うために組織化したもの)による営農再開を支援し、当該地区における農業の復興を図る。

【事業地区】

六郷地区(1棟)

事業結果

【整備・貸与乾燥調製施設】

施設内容: 籾荷受設備等(共同で

籾の乾燥・調製を行

う施設)

処理能力: 120ha

運用開始:平成27年度

【貸与実績】

仙台農業協同組合

(管理・運営者は集落営農組織)



<平成 25 年度>

六郷ライスセンター基本計画策定業務委託(平成26年度に繰越) 7.139千円

<平成26年度>

六郷ライスセンター建設工事(一括)

403.920 千円

LPG併用ガソリンエンジン式フォークリフト購入

1, 188 千円

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業により整備した乾燥調製施設は平成27年度から貸与を開始し、籾の乾燥・調製が開始され、集落営農組織による営農再開に寄与していることから、本事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

震災前は各農業者等が各自で乾燥調製施設を所有・管理していたが、本事業により整備 した乾燥調製施設を共同利用することにより被災した農業者の整備・管理コストの削減 を図っている。

また、工事事業者の選定にあたっては、農業分野に精通する複数の事業者による競争入 札にて選定を行ったことから、事業コストは適切なものと考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

資材不足等により工事が遅延することとなったが、一括発注方式(設計業務・建築工事・ 工事監理業務) 等の取組により事業期間内に工事完了することができたことから、事業手 法は適切なものと考える。

<想定した事業期間>

六郷ライスセンター基本計画策定業務委託 平成26年1月8日~平成26年2月14日 六郷ライスセンター建設工事 フォークリフト購入

平成 26 年 5 月 1 日~平成 26 年 12 月 25 日 平成 26 年 7 月 30 日~平成 26 年 9 月 26 日

<実際に事業に有した事業期間>

六郷ライスセンター基本計画策定業務委託 平成 26 年 1 月 8 日~平成 26 年 5 月 30 日 六郷ライスセンター建設工事 フォークリフト購入

平成 26 年 5 月 1 日~平成 27 年 3 月 13 日 平成 26 年 7 月 30 日~平成 26 年 10 月 31 日

事業担当部局

宮城県農政部農業振興課 電話番号:022-211-2835 仙台市経済局農林部農政企画課 電話番号:022-214-8265

事業番号 D-4-23

事 業 名 災害公営住宅整備事業(公営住宅建設等) ②荒井南地区

事 業 費 総額 3,365,918 千円 (国費 2,945,176 千円)

(内訳: 本工事費 2, 360, 351 千円、附帯工事費 126 千円、測量設計費 110, 944 千円、用地補償費 894, 497 千円)

事業期間 平成 25 年度~平成 27 年度

事業目的・事業地区

東日本大震災により住まいを失い、自力による住宅確保が困難な被災者の居住の 安定を確保するため、早期に災害公営住宅を整備する。

(事業地区:仙台市若林区荒井南30番地の1外)

事業結果

災害公営住宅(130戸)を建設し、平成28年3月から入居を開始した。

【整備概要】

●荒井南地区

整備戸数:75戸(2棟)

構造・規模:鉄筋コンクリート造 3 階建て 延べ面積 4,240.21 ㎡

附帯施設:自転車置場、ごみ置き場、駐車場



建物全景



住戸内部 (和室)

●荒井南第二地区

整備戸数:55戸

構造・規模:鉄筋コンクリート造 5 階建て 延べ面積 3, 171. 01 ㎡

附帯施設:自転車置場、ごみ置き場、駐車場



建物全景



住戸内部(洋室)

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

令和2年4月1日の時点で、整備戸数130戸のうち127戸が入居している(空室となった住戸は、市営住宅として活用)。東日本大震災により住居を喪失した被災者が、仮設住宅等から本災害公営住宅へ入居することにより、居住の安定が図られたことから事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

入札により業者の選定を行い、資材や労務単価が上昇する厳しい状況下にあっても、経済性に配慮した事業執行となっており、事業コストは適切なものと考える。

- ③ 事業手法に関する調査・分析・評価
 - ・想定した事業期間

用地取得:平成26年6月~平成27年3月

調査・設計:平成 25 年 11 月~平成 26 年 11 月

工 事: 平成 26 年 12 月~平成 28 年 3 月

・実際に事業に有した事業期間

用地取得:平成26年6月~平成27年8月

調查・設計:平成25年11月~平成26年11月

工 事: 平成 26 年 12 月~平成 28 年 3 月

・特段の遅れがなく、想定した事業期間内に整備を完了できたことから、事業手 法は適切なものと考える。

事業担当部局

都市整備局 公共建築住宅部 住宅政策課 電話番号:022-214-8336

事業番号 D-4-24

事 業 名 災害公営住宅整備事業(公営住宅建設等)②鶴ケ谷第三地区

事 業 費 総額 437, 281 千円 (国費 382, 619 千円)

(内訳:本工事費 403,078 千円、附帯工事費 282 千円、測量設計費 33,921 千円)

事業期間 平成 26 年度~平成 27 年度

事業目的・事業地区

東日本大震災により住まいを失い、自力による住宅確保が困難な被災者の居住の 安定を確保するため、早期に災害公営住宅を整備する。

(事業地区:仙台市宮城野区鶴ヶ谷八丁目 19番地 1)

事業結果

災害公営住宅(17戸)を建設し、平成28年3月から入居を開始した。

【整備概要】

整備戸数:17戸

構造・規模:鉄筋コンクリート造 3 階建て 延べ面積 1,074.36 ㎡

附帯施設:自転車置場、ごみ置き場、駐車場



建物全景



建物全景



住戸内部 (和室)



住戸内部 (洋室)

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

令和2年4月1日の時点で、整備戸数17戸全て入居している。東日本大震災により住居を喪失した被災者が、仮設住宅等から本災害公営住宅へ入居することにより、居住の安定が図られたことから事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

入札により業者の選定を行い、資材や労務単価が上昇する厳しい状況下にあっても、経済性に配慮した事業執行となっており、事業コストは適切なものと考える。

- ③ 事業手法に関する調査・分析・評価
 - ・想定した事業期間

調査・設計:平成26年4月~平成26年10月

工 事: 平成 27 年 12 月~平成 28 年 2 月

・実際に事業に有した事業期間

調査·設計: 平成 26 年 4 月~平成 26 年 12 月

工 事: 平成 27 年 12 月~平成 28 年 2 月

・特段の遅れがなく、想定した事業期間内に整備を完了できたことから、事業手 法は適切なものと考える。

事業担当部局

都市整備局 公共建築住宅部 住宅政策課 電話番号:022-214-8336

事業番号 D-4-25

事 業 名 災害公営住宅整備事業(公営住宅建設等)迎茂庭第二地区

事 業 費 総額 2,573,390 千円 (国費 2,251,715 千円)

(内訳:本工事費 2,184,022 千円、測量設計費 65,181 千円、用地補償費 324,187 千円)

事業期間 平成 26 年度~平成 27 年度

事業目的・事業地区

東日本大震災により住まいを失い、自力による住宅確保が困難な被災者の居住の 安定を確保するため、早期に災害公営住宅を整備する。

(事業地区:仙台市太白区茂庭台一丁目4番1号)

事業結果

災害公営住宅(100戸)を建設し、平成28年4月から入居を開始した。

【整備概要】

整備戸数:100戸

構造・規模:鉄筋コンクリート造 4階建て 延べ面積 6,624.62 ㎡

附帯施設:自転車置場、ごみ置き場、駐車場



建物全景



建物全景



住戸内部 (洋室)



住戸内部(台所)

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

令和2年4月1日の時点で、整備戸数100戸のうち91戸が入居している(空室となった住戸は、市営住宅として活用)。東日本大震災により住居を喪失した被災者が、仮設住宅等から本災害公営住宅へ入居することにより、居住の安定が図られたことから事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

入札により業者の選定を行い、資材や労務単価が上昇する厳しい状況下にあっても、経済性に配慮した事業執行となっており、事業コストは適切なものと考える。

- ③ 事業手法に関する調査・分析・評価
 - ・想定した事業期間

調査・設計:平成26年4月~平成26年12月

工 事: 平成 27 年 1 月~平成 28 年 3 月

・実際に事業に有した事業期間

調査・設計:平成26年4月~平成26年12月

工 事: 平成 27 年 1 月~平成 28 年 3 月

・特段の遅れがなく、想定した事業期間内に整備を完了できたことから、事業手 法は適切なものと考える。

事業担当部局

都市整備局 公共建築住宅部 住宅政策課 電話番号:022-214-8336

事業番号 D-2-1

事 業 名 蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業 (道路事業)

事 業 費 総額 1,414,441 千円(交付対象事業費 1,414,441 千円、国費 1,096,181 千円)

(内訳: 工事費 1,237,786 千円、測量設計費 12,467 千円、補償費 164,188 千円)

事業期間 平成 26 年度~令和 2 年度

事業目的・事業地区

東日本大震災により甚大な津波被害を受けた地区の復興と新たな産業集積の推進を目的に本市蒲 生北部地区で実施する被災市街地復興土地区画整理事業の一環として、地区内の幹線道路を整備し、 地区内外のアクセス向上と津波避難ルートの確保を図るものである。

事業結果

蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業のうち以下について本事業で実施した。

工 事:幹線街路(W=21m) L=2,195m

宅地整地

測量設計:路線測量、実施設計(都市計画道路)

移転補償:補償調査、移転補償 N=10 戸、電柱移設

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業で地区内の幹線道路を整備し、地区内外のアクセス向上とともに津波避難ルートの確保を図った結果、被災した事業所の再開とともに発電所や物流・倉庫など新たな企業の立地が進み、工業・流通業務地区として産業集積が図られたことから、事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

本事業は、民間事業者の創意工夫を活かして効率的・効果的な事業実施を図るため、(公財) 区画整理促進機構のガイドラインを踏まえ、施行者(市)が直接実施すべき事項(意思決定、法手続き、合意形成、補償等の契約行為等)を除く調査設計、工事、事業施行運営の補助などを一括して民間事業者に委託する「包括委託方式」を導入している。包括委託の受託者選定にあたっては、透明性や公平性等を確保するため、公募型プロポーザル方式を採用しており、受託者とは基本協定書を締結した上で、年度ごとに随意契約で包括委託業務契約を締結している。年度ごとの契約は、基本協定書に定めた契約率(受託者が応募時に提出した技術提案書の概算事業費を市積算額で除した値)に当該年度の市積算額を乗じた金額で締結しており、コスト管理の徹底を図っている。

また、早期の復興・復旧を目指して建物移転を極力少なくなるように道路配置を計画するなど、施行期間の短縮と事業費の軽減に努めている。

以上のことから、本事業に係るコストは適切であると考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

想定した事業期間 平成 26 年 10 月~令和 2 年 10 月

(内 訳) 工 事 平成 27 年 4 月 ~ 令和 2 年 10 月

測量設計 平成 26 年 10 月~平成 27 年 3 月

移転補償 平成 26 年 10 月~令和 2 年 3 月

実際に事業に有した事業期間 平成26年11月~令和3年3月

(内 訳) 工 事 平成27年8月~令和3年3月

測量設計 平成 26 年 11 月~平成 28 年 9 月

移転補償 平成 26 年 11 月~令和 2 年 7 月

地元調整等に不測の日数を要したことで工事が想定より遅くなったが、包括委託方式の導入により、事業運営支援、換地設計、補償、工事等の業務間調整、事業全体の包括的管理を受託者が適 宜実施し切れ目のない事業推進を図った結果、大幅に遅れることなく事業を終えたことから、事 業手法は適切であると考える。

事業担当部局

事業番号 D-22-1、★D23-2-24

事 業 名 海岸公園再整備関連事業 (避難の丘)

海岸公園(避難の丘)基本設計業務委託

事 業 費 総額 1,140,474 千円 (国費 855,802 千円)

(内訳:本工事費 1,079,286 千円、測量設計費 61,188 千円)

事業期間 平成 25 年度~平成 28 年度

事業目的・事業地区

本公園は年間 60 万人が利用する広域公園であり、東日本大震災に伴う津波で全域が壊滅的な被害を受けたが、災害復旧事業により現位置で復旧を行った。

本事業は、本公園の再開にあたり、津波襲来時に周辺住民や公園利用者の一時避難地としての機能を確保するために、災害復旧工事と併せ、避難の丘を整備するものである。

事業結果

以下の業務を実施した。完成写真は別添のとおり。

- ●設計業務委託 (路線測量、地質調査、基本設計、実施設計)
- ●海岸公園施設地区(蒲生・荒浜・井土・藤塚地区)における避難の丘整備工事 (敷地造成工、雨水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工)

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

津波襲来時の一時避難場所が確保されるとともに、避難の丘を活用した避難訓練を実施することにより、市民の防災意識の高揚につながった。

また、本事業と併せて災害復旧工事を行い、平成 28 年 10 月に公園施設の一部利用を再開した結果、平成 29 年度は 37, 243 人が公園内の野球場を利用したほか、平成 30 年 7 月には公園施設の全面開園に至り、下記のとおり多くの者に利用されていることから、事業内容は適切なものと考える。

【平成30年度利用者数】

野球場 53,684 人、庭球場 11,294 人、運動広場 4,919 人、馬術場 11,083 人パークゴルフ場 16,749 人、冒険広場・キャンプ場 119,650 人

② コストに関する調査・分析・評価

本事業における設計及び工事の実施に際しては、入札により業者が選定されていること、また、資材や労務単価が上昇する厳しい状況下にあっても、経済性が確保された事業執行となっていることから、事業コストは適切なものと考える。

- ③ 事業手法に関する調査・分析・評価
 - ・想定した事業期間

設計: 平成 26 年 1 月~平成 27 年 9 月

工事: 平成 27 年 10 月~平成 29 年 3 月

実際に事業に有した事業期間

設計:平成 26 年 1 月~平成 27 年 11 月 工事:平成 27 年 8 月~平成 28 年 9 月

・本事業は 4 つの施設地区において避難の丘を整備するもので、設計が完了した地区から工事に着手するなど、早期の利用開始に向けて事業の工程管理を行っており、事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局

建設局 百年の杜推進部 公園整備課 電話番号:022-214-8396

D-22-1(海岸公園再整備関連事業(避難の丘))_写真



着手前



完成



完成(近景)

事業番号 C-1-3

事 業 名 農村漁村地域復興基盤総合整備事業

(井土地区農業集落排水施設復旧整備事業)

事 業 費 総額 93,916 千円 (国費 70,437 千円)

(内訳:工事費 93,916 千円)

事業期間 平成 27 年度~平成 28 年度

事業目的・事業地区

東日本大震災の津波で汚水処理施設の機能が停止した種次地区から隣接農業集落排水事業地区である井土地区への汚水送水施設を整備し、被災した方々の住まいや生活の再建を図るもの。

事業結果

- ●汚水送水施設の整備
 - 管路延長 φ 200 L=17m
 - ・圧送管路 φ 75 L=963m
 - ・マンホールポンプ N=2 箇所

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

種次地区に現地再建した家屋は、本事業で整備した汚水送水処理を利用して排水しており、本事業が住まいや生活の再建に寄与したと判断できることから、事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

設計及び工事の発注においては、標準積算基準に基づき積算した上で、仙台市 契約規則等に基づき入札で受注者を選定し、契約している。

また、原形復旧として震災前に機能していた藤塚クリーンセンターと同センターまでの送水施設を復旧する案と比較し、経済的に有利となることを計画段階で確認するなど、コスト縮減にも配慮している。

以上のことから、本事業に係るコストは適切なものと考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

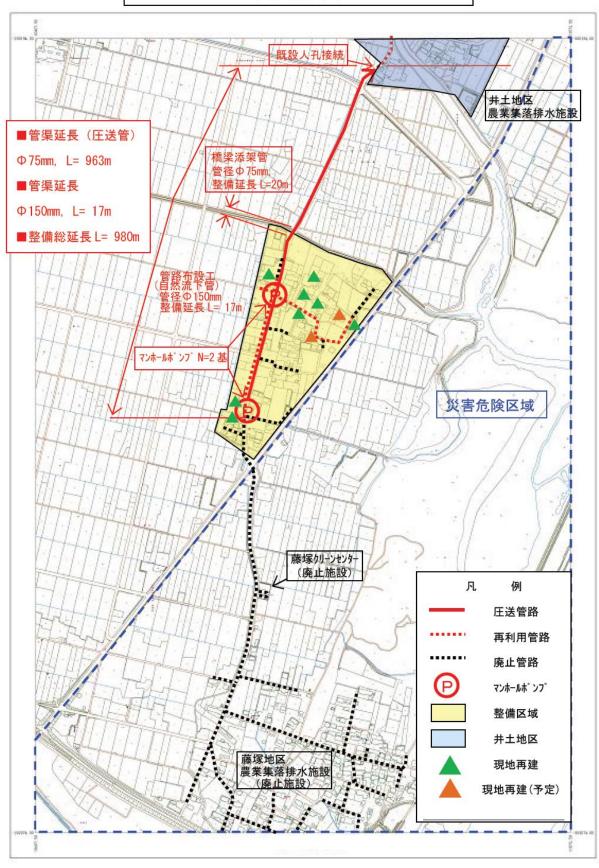
想定した事業期間 平成 27 年 11 月~平成 29 年 3 月 実際に事業に有した事業期間 平成 27 年 11 月~平成 29 年 3 月

想定した事業期間内で事業を終えたことから、事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局

建設局 下水道建設部 下水道計画課 電話番号:022-214-8830

C-1-3 井土地区農業集落排水施設復旧整備事業 実施概要図



事業番号 D-4-26

事 業 名 災害公営住宅整備事業(被災者向け災害公営住宅改修) ②鶴ケ谷第二地区

事 業 費 総額 52.933 千円 (国費 46.316 千円)

(内訳:本工事費 52,933 千円)

事業期間 平成 27 年度

事業目的・事業地区

東日本大震災により住まいを失い、自力による住宅確保が困難な被災者の居住の 安定を確保するため、早期に災害公営住宅を整備する。

(事業地区:仙台市宮城野鶴ケ谷6丁目3番地外)

事業結果

既存市営住宅の空住戸(49 戸)を災害公営住宅として改修し、平成 28 年 4 月から 入居を開始した。

【整備概要】

整備戸数:49戸

構造・規模:鉄筋コンクリート造 4・5・9 階建て

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

令和2年4月1日の時点で、整備戸数49戸のうち41戸が入居している。東日本大震災により住居を喪失した被災者が、仮設住宅等から本災害公営住宅へ入居することにより、居住の安定が図られたことから事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

入札により業者の選定を行い、資材や労務単価が上昇する厳しい状況下にあっても、経済性に配慮した事業執行となっており、事業コストは適切なものと考える。

- ③ 事業手法に関する調査・分析・評価
 - ・想定した事業期間

工 事: 平成 28 年 1 月~平成 28 年 3 月

実際に事業に有した事業期間

工 事: 平成 28 年 1 月~平成 28 年 3 月

・特段の遅れがなく、想定した事業期間内に整備を完了できたことから、事業手 法は適切なものと考える。

事業担当部局

都市整備局 公共建築住宅部 住宅政策課 電話番号:022-214-8336

事業番号 D-22-2

事 業 名 白鳥地区津波防御施設整備事業

事 業 費 総額 533, 156 千円 (国費 399, 866 千円)

(内訳:本工事費 523,775 千円、測量設計費 9,381 千円)

事業期間 平成 28 年度~令和元年度

事業目的・事業地区

本事業は、東日本大震災の津波により大半の住居が全壊した白鳥地区において、津波防御施設を整備することにより、地区内の津波による浸水深を低減させることを目的とする。

(事業地区:仙台市宮城野区白鳥一丁目地内)

事業結果

津波防御施設(擁壁及び盛土)を長さ1,445mに渡り整備した。



事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

当該地区は津波による浸水に伴い、地区内住居がほぼ全壊という甚大な被害が生じた 地区であるが、宮城県が整備を進めた仙台港の防潮堤や臨港道路中央分離帯の津波漂流 物対策施設、本市が効果促進事業として実施した主要地方道塩釜亘理線の津波防御施設 整備などと併せ本事業を実施することにより、東日本大震災クラスの津波でも地区内の 浸水深が概ね 2m 以下に低減され、住民の安全が確保されることから、事業内容は適切な ものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

資材価格や労務価格の変動を踏まえて工事費を積算し、入札により受注者を選定するなど、経済性に配慮して事業を執行しており、事業コストは適切なものと考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

想定した事業期間

平成 28 年 8 月~平成 31 年 3 月

実際に事業に有した事業期間 平成28年8月~令和元年7月

工事区域内における埋設物の協議に時間を要したが、工事を複数の工区に分割するな ど、早期の完成に向けて事業進捗を図っており、事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局

宮城野区 建設部 公園課 電話番号:022-291-2111

事業番号 ◆D-22-2-1

事 業 名 白鳥地区津波防御施設整備事業(効果促進事業)

関連する基幹事業:D-22-2 白鳥地区津波防御施設整備事業

事 業 費 総額 331,075 千円 (国費 264,860 千円)

(内訳:本工事費 321,563 千円、測量設計費 9,513 千円)

事業期間 平成 28 年度~平成 30 年度

事業目的・事業地区

本市は、海岸・河川堤防の整備、道路のかさ上げ、避難施設や避難道路の整備、土地利用の見直し(防災集団移転)、津波からの円滑な避難のための取り組みなどを複層的に組み合わせた、多重防御による総合的な津波防災対策を推進している。

本事業は、宮城野区白鳥地区における津波の浸水を低減させるため、多重防御の一つとして、同地区に隣接する主要地方道塩釜亘理線に津波防御施設を整備するもの。

事業結果

主要地方道塩釜亘理線に以下の津波防御施設を整備した。

津波防御壁 (透光パネル、ポリカーボネート)、H=3.47m (T. P. +5.0m)、 L=149m【津波防御壁全景(南側)】【津波防御壁全景(北側)】





事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

当該地区は津波による浸水に伴い、地区内住居がほぼ全壊という甚大な被害が 生じた地区であるが、宮城県が整備を進めた仙台港の防潮堤や臨港道路中央分離 帯の津波漂流物対策施設、本市が基幹事業として実施した緩衝緑地帯のかさ上げ などと併せ本事業を実施することにより、東日本大震災クラスの津波でも地区内 の浸水深が概ね 2m 以下に低減され、住民の安全が確保されることから、事業内容 は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

防御施設の構造については、整備効果や経済性を比較検討し、決定している。 また、工事契約の締結にあたっては、土木工事標準積算基準書による適正な予 定価格を算出し、競争性を有する制限付き一般競争入札により工事請負契約を締 結していることから、事業コストは適切なものと考える。

- ③ 事業手法に関する調査・分析・評価
 - ・想定した事業期間

設計 平成 28 年 4 月~平成 29 年 3 月 工事 平成 29 年 4 月~平成 30 年 3 月

- ・実際に事業に有した事業期間 設計 平成 28 年 10 月~平成 29 年 7 月 工事 平成 29 年 9 月~平成 30 年 11 月
- ・当初、設計及び工事に各 1 年間の計 2 年間を事業期間として想定していたが、 実施設計の着手時期の遅れや沿道事業者との施工時期等の調整により、工事の 完成時期に遅れが生じたものの、早期事業完成に努めたことから、事業手法は 適切なものと考える。

事業担当部局

建設局 道路部 南道路建設課 電話番号: 022-214-8378

【仙台市】 D-22-1 ◆D-22-2-1 白鳥地区津波防御施設整備事業

白鳥地区津波防御施設整備事業 実施箇所図



事業番号 D-5-2

事 業 名 災害公営住宅家賃低廉化事業(補助率変更分)(仙台市)

事業費 22億円(国費18億円)

事業期間 平成30年度~令和2年度

事業目的・事業地区

東日本大震災により甚大な被害を受けた仙台市において、被災者向けに整備した 災害公営住宅に係る災害公営住宅家賃低廉化事業を実施することにより、当該災害 公営住宅の入居者の居住の安定確保を図ることを目的とする。

事業結果

平成 24 年度に完成した北六番丁復興公営住宅から事業を開始し、平成 30 年度から令和 2 年度まで 3 年間にわたり、近傍同種家賃と入居者負担基準額の差額を補助対象とし、その 5/6 (管理開始 5 年目以前は 7/8) である総額 2,188,251 千円の事業を実施し、事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、災害公営住宅入居者延べ3,265 世帯の居住の安定に寄与した。

事業の実績に関する評価

本事業を実施することにより、事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、東日本大震災により財産を失った被災者延べ3,265世帯の居住の安定化に寄与した。

- ① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 令和3年3月時点において2,521世帯の被災者の居住の安定化に寄与しており、 本事業は有効に活用されている。
- ② コストに関する調査・分析・評価

当事業については、通常の公営住宅家賃対策補助金と同様、各年度の 10 月 1 日を基準日として、収入超過者や空室等を除く全ての世帯を対象に、法令に基づく 算定手法により算出される近傍同種家賃と入居者負担基準額の差額を補助対象と する事業であったことから、適正なコストにより実施できた。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

被災地においては集中的に大量の公営住宅を整備する必要があることに鑑みて、地方公共団体の負担を軽減するため、補助率の引上げが行われており、それにより被災者の早期の復興に寄与したことから事業手法としては適切であった。

事業担当部局

都市整備局 公共建築住宅部 市営住宅管理課 電話番号:022-214-8387

事業番号 ★D-23-2-8、★D-23-2-18

事 業 名 津波避難施設整備に係る調査設計業務、津波避難施設整備事業

事 業 費 総額 2,202,349 千円 (国費 1,761,876 千円)

(内訳:工事費 1,999,568 千円、測量設計費 167,987 千円、用地補償費 34,794 千円)

事業期間 平成 25 年度~平成 28 年度

事業目的・事業地区

津波の浸水想定区域の中で、区域外に避難する暇がなく、近隣に高台や避難ビルに指定可能な建物が不足している地域に、津波避難施設を整備するもの。なお、車での避難は渋滞等の危険性があるため、徒歩避難を前提とし、当該地域から徒歩で避難できる範囲内に施設を整備する。

事業結果

別紙(一覧及び設置箇所図)のとおり、津波避難施設を整備することにより、区域 外に避難する暇がなく、近隣に高台や避難ビルに指定可能な建物が不足している地 域において、徒歩による避難行動が可能となった。

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業で全13か所の津波避難施設を整備したことで、地震発生から45分以内 ※に安全な場所へ避難可能となった。また、施設完成時に近隣地域へ施設利用についての説明会を開催したほか、毎年1回実施している津波避難訓練時に当該施設を活用し、地元住民への周知を図ることで、発災時の迅速な避難行動が期待されることから事業内容は適切なものと考える。

※過去の津波到達時間やシミュレーション結果から求めた津波到達の最短時間

② コストに関する調査・分析・評価

委託業者や工事業者の選定にあたっては、競争入札方式を採用するとともに、 委託内容が同業務のものについては複数箇所をまとめて契約することにより、コストの軽減を図ったことから事業コストは適切なものと考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

想定した事業期間

平成 25 年 4 月~平成 29 年 3 月

実際に事業に有した事業期間 平成25年4月~平成29年3月

津波避難施設の整備方針を定めた「津波避難施設の整備に関する基本的な考え方」において、計画期間は平成25年度を始期とし、可能な限り早期の整備を目指すとしてきた。一部の施設で用地取得の調整により遅れが生じたものの、平成28年度中には全13施設で供用を開始することができ、津波の浸水想定区域内の徒歩による避難行動が可能となった。以上のことから事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局

危機管理局 防災・減災部 防災計画課 電話番号:022-214-3047

対象事業

- ★D-23-2-8 津波避難施設整備に係る調査設計業務
- · ★D-23-2-18 津波避難施設整備事業
- 1. 津波避難施設の整備に関する基本的考え方」検討対象エリア

仙台東部道路より東側を中心に津波避難施設整備の検討地域とする。 ※対象エリア外でも必要に応じて検討する。

平成 23 年に実施した仙台市津波浸水シミュレーション*結果では、県道塩釜亘理線は、かさ上げ(盛土)された後も津波が越流することが見込まれ、将来の検討として 県道のかさ上げだけでは逃げる対策が不十分であることが示されました。

この結果と、今次津波における浸水域を考慮し、仙台東部道路より東側を中心に津 波避難施設整備の検討地域とします。

特に、仙台市津波浸水シミュレーション(下図参照)において浸水する結果となった地域を優先整備します。

施設整備 河川堤防 T.P. +7.2n 盛土道路位置見直U 盛土高6m 浸水マップ 海岸堤防 T.P. +7.2r ・海側に変更した盛土道路の西側 は、浸水深が2m以下となって いる。 ・延長した井土浦の海岸堤防の背 後でも、県道西側の浸水深が大 きく減少し、宅地では2m以下 潮位:T.P.+0.76m となっている。 海岸·河川堤防 T.P.+7.2m 県道 かさ上げ6m 凡例(最大浸水深) ~ 0.5m 検討対象エリア (点線内) $\sim 4 \mathrm{m}$ ■ 4m ~

仙台市津波浸水シミュレーション結果(平成23年度実施)

出典:仙台市震災復興計画

2. 津波避難タワー及び津波避難ビル整備箇所

津波避難施設整備位置図



3. 津波避難タワー及び津波避難ビル施設概要

施設名称	構造	延べ面積	収容人数	事業費
中野五丁目	鉄骨造 2 階	398 m ²	約 300 人	約2億3千万円

津波避難タワ	建			
港南津波避難タワー	鉄骨造 2 階 建	356. 7 m²	約 250 人	約1億8千万円
井戸津波避難 タワー	鉄骨造 2 階 建	218. 52 m ²	約 125 人	約1億6千万円
新浜津波避難 タワー	鉄骨造 2 階 建	269. 13 m ²	約 250 人	約2億3千万円
南蒲生津波避 難 タワー	鉄骨造 2 階 建	285. 04 m²	約 250 人	約2億2千万円
三本塚長屋敷 津波避難タワ ー	鉄骨造 2 階 建	251. 17 m²	約 150 人	約1億7千万円
種次津波避難 ビル	鉄骨造 3 階 建	360. 96 m²	約 100 人	約2億円
二木津波避難 ビル	鉄骨造 2 階 建	431. 8 m²	約 400 人	約2億1千万円
岡田津波避難 ビル	鉄筋コンク リート造 2 階建	420 m²	約 400 人	約2億7500万円
笹屋敷津波避 難 ビル	鉄筋コンク リート造 3 階建	475. 66 m²	約 300 人	約2億9千万円
三本塚津波避 難 ビル	鉄筋コンク リート造 3 階建	445. 33 m²	約 250 人	約2億5千万円

事業番号 ★D-23-2-16. ★D-23-2-43

事 業 名 南蒲生浄化センター1号線整備事業

関連する基幹事業:D-23-2 防災集団移転促進事業(補助率 3/4)

事 業 費 総額 683.166 千円 (国費 546.532 千円)

(内訳: 本工事費 574, 527 千円、測量設計費 64, 120 千円、用地補償費 44, 519 千円)

事業期間 平成 25 年度~令和元年度

事業目的・事業地区

防災集団移転先である宮城野区岡田地区、蒲生地区等の沿岸部集落から津波到達の恐れが低い内陸部への車による避難、および津波避難施設への徒歩・自転車等による避難を円滑に行うため、津波避難道路として東部沿岸地域の幹線道路である南蒲生浄化センター1号線を整備することにより、基幹事業である防災集団移転の促進を図るもの。

事業結果

以下の避難道路整備に係る測量設計、用地取得及び工事を実施した。

• 整備延長:約3.2km、幅員10.5m~13.5m

【避難道路全景 (起点側)】

【避難道路全景 (終点側)】





事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

当該道路の完成により、沿岸部から内陸部への円滑な避難が可能となったほか、 関連基幹事業である(主)塩釜亘理線外 1線(かさ上げ道路)と一体的な整備を 実施したことで、津波減災機能の相乗効果が得られ、東部沿岸地域の安全・安心が 確保されたことから、事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

避難行動シミュレーションや各種調査結果に基づき、経済性に配慮した計画・設計を実施していることに加え、工事契約の締結にあたっては、土木工事標準積算基準書による適正な予定価格を算出し、競争性を有する制限付き一般競争入札により工事請負契約を締結していることから、事業コストは適切なものと考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

・想定した事業期間

測量設計 平成 25 年度~平成 26 年度 用地取得 平成 26 年度~平成 28 年度 工 事 平成 28 年度~平成 31 年 3 月

・実際に事業に有した事業期間

測量設計 平成 25 年度~平成 26 年度 用地取得 平成 26 年度~平成 28 年度 工 事 平成 28 年度~令和元年 5 月

・沿道事業者との施工時期等の調整により、工事に若干の遅れが生じたものの、 用地取得が完了した区間から工事に順次着手するなど、工程の短縮を図ってお り、事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局

建設局 道路部 南道路建設課 電話番号: 022-214-8378

南蒲生浄化センター1号線整備事業 実施箇所図



事業番号 ★D23-2-23、★D-23-2-41

事 業 名 荒浜小学校校舎地震・津波影響調査

荒浜小学校校舎震災遺構保存及び防災教育活用事業

関連する基幹事業:D-23-2 防災集団移転促進事業(補助率3/4)

事 業 費 総額 176,595 千円 (国費 141,275 千円)

(内訳:本工事費 134,776 千円、測量設計費 41,819 千円)

事業期間 平成 25 年度~平成 28 年度

事業目的・事業地区

本市は、津波により建物流失又は全壊等の極めて甚大な浸水被害のあった地域の うち、津波防御施設を整備してもなお予測津波浸水深が2mを超え、被害の危険性が 高い地区については、災害危険区域に指定し、法的規制を実施した上で、防災集団移 転促進事業にて地区住民の移転を図ってきたところである。

本事業は、東日本大震災による津波の脅威や教訓を後世に伝えるために、津波で大きな被害を受け、災害危険区域に指定した地区内の仙台市立荒浜小学校の校舎を 震災遺構として保存し、併せて震災前後の荒浜地区の様子や震災当時の避難の様子、 津波の脅威などに関するパネル等の展示を整備するものである。

本事業の実施を通じて、災害危険区域における法的規制のみならず、その必要性を後世に伝えることで、防災集団移転促進事業の効果を促進し、市民の安全を長期的に確保ものである。

なお、保存対象となる校舎は津波による被害を受けた建物であることから、通常の耐震診断調査に加え、地震動や津波の衝撃、海水浸漬等による下部構造や建築物躯体内部への影響の調査・評価についても本事業で実施する。

事業結果

日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」及び「震災建築物の被災区分判定基準および復旧技術指針」に基づき校舎(2 棟)の耐震性能を評価した結果、A 棟は構造耐震判定指標 I so=0.6 を下回り、耐震補強を要する一方で、B 棟は同指標を上回り、耐震補強を要しないことが分かった。また、構造ひび割れ部分については、鉄筋の防錆処理及びひび割れの修復を要することが分かった。

耐震性能等の評価結果を踏まえつつ、被災した校舎そのままの姿を見学できるよう、極力手を加えず保存活用することを念頭に以下の工事を行った。

- ・校舎の耐震安全性確保のため耐震補強工事
- ・見学者の安全確保のため立入り防止柵の設置や天井改修(落下物対策等)
- ・屋上への立入を可能とするため屋上防水の改修
- ・法令等により必要となる設備(消火設備・非常用照明等)の整備
- 高齢者や車いすの方等の移動利用のため、エレベーターを設置

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業による展示整備が平成 29 年 3 月末に完了し、平成 29 年 4 月 30 日より「震災遺構仙台市立荒浜小学校」として一般公開を開始した。被災した校舎の見学と被災直後の映像や写真展示等により、津波の脅威を後世に伝え、災害危険区

域の設定や津波に対する多重防御の整備、津波避難施設などについて学ぶことが でき、防災・減災への意識を高める場として活用されていることから、事業内容は 適切であると考える。

② コストに関する調査・分析・評価

海水浸漬を受けた建築物の調査、診断評価の方法が確立されていないことから、 公的機関に準ずる法人で、建物診断の専門的技術を持つ(一社)建築研究振興協会 と特命随意契約を締結し、専門家による工学的判断に基づき補強・修復方法を決 定した。

その後の設計業務委託および工事請負契約については、一般競争入札により契 約を締結している。

以上のとおり、本事業は経済性に配慮した事業執行を行っており、事業コスト は適切なものと考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

・想定した事業期間

(内 訳) 地震・津波影響調査 平成 25 年 11 月~平成 26 年 3 月

設計

保存工事

・実際に事業に有した事業期間

(内 訳) 地震・津波影響調査 平成 25 年 11 月~平成 26 年 3 月

設計

保存工事

平成 25 年 11 月~平成 29 年 3 月

平成 27 年 2 月~平成 28 年 9 月

平成 28 年 9 月~平成 29 年 3 月

平成 25 年 11 月~平成 29 年 3 月

平成 27 年 2 月~平成 28 年 9 月

平成 28 年 9 月~平成 29 年 3 月

- 類似施設の整備事例がない中、震災遺構整備の目的に鑑み、極力手を加えない ことを基本とした整備を行った。また、校舎の立入範囲を限定することにより 工事範囲を必要最小限としながら、見学者の安全確保に必要な対策や法令等に より必要となる設備を確実に整備した。設置したエレベーターは整備基準に基 づく車いす利用の仕様としている。
- ・以上のとおり、本事業は確立された整備手法がない中で、震災遺構の目的を達 成するために必要な手法を繰り出し、想定した事業期間内で整備完了したこと から、事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局

D23-2-41 荒浜小学校校舎震災遺構保存及び防災教育活用事業

■被災状況写真(保存工事着手前)



1 階廊下 (東校舎)



2階ベランダ (東校舎)

■保存工事完了写真



校舎外周 (正面)



エレベーター棟



1階廊下(東棟)



屋上防水

■展示整備状況写真



1階廊下 展示状況1



1階廊下 展示状況2



2階廊下 展示状況 1



2階廊下 展示状況2



4階展示室 展示状況 1 (3.11荒浜の記憶)



4階展示室 展示状況 2 (荒浜の歴史と文化) (荒浜小学校の思い出)

事業番号 ★D-17-2-3

事 業 名 蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業地内における雨水排水施設整備 事業

事 業 費 総額 491.053 千円 (国費 392.843 千円)

(内訳:工事費 491,053円)

事業期間 平成 26 年度~平成 29 年度

事業目的・事業地区

東日本大震災により甚大な津波被害を受けた地区の復興と新たな産業の集積を目的として被災市街地復興土地区画整理事業を施行する蒲生北部地区おいて、雨水排水施設を整備し、雨天時の浸水安全度を向上させるもの。

事業結果

●雨水幹線整備

幅 1, 200~2, 800mm×高さ 1, 200mm 延長 L=580m

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

これまで同地区内の雨水排水は、道路側溝や農業用水路を通じて七北田川に排水していたが、本事業で雨水幹線を整備し、平成27年度に一部完成した西原雨水ポンプ場への排水を促すことで、地区内の浸水安全度が向上し、被災した事業所の再開や新たな企業の立地に寄与したことから、事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

設計及び工事の発注においては、標準積算基準に基づき積算した上で、仙台市 契約規則等に基づき入札で受注者を選定し、契約している。

また、土地区画整理事業との工程調整により、雨水幹線の整備に係る土工及び舗装復旧を減じるなど、コスト縮減にも配慮している。

以上のことから、本事業に係るコストは適切なものと考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

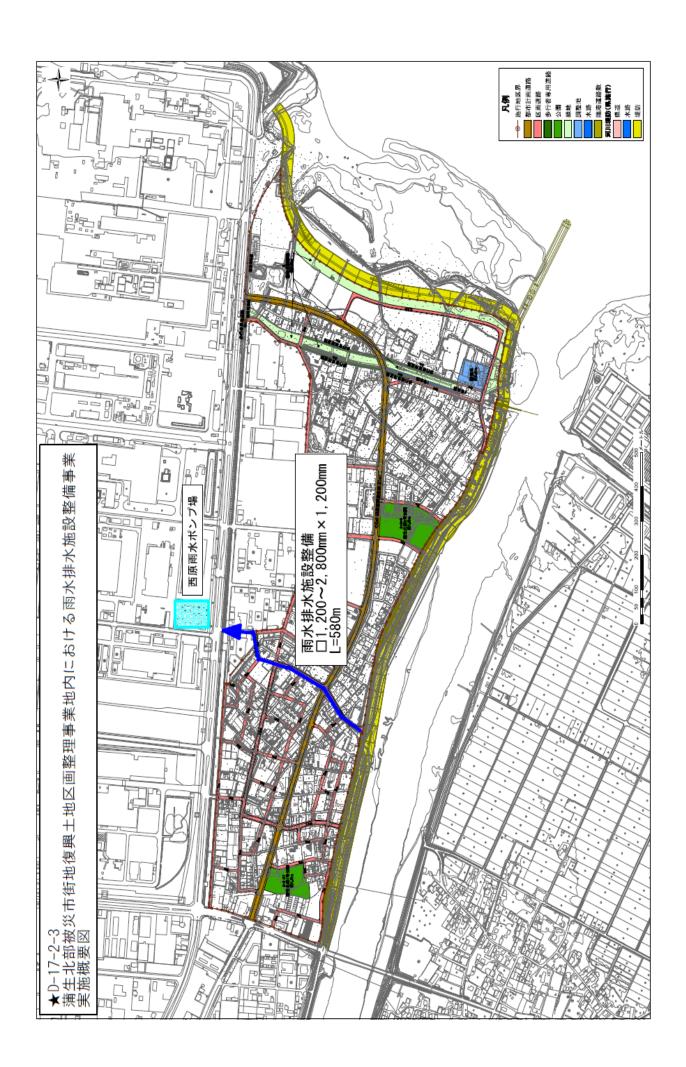
想定した事業期間 平成 26 年 12 月~平成 29 年 8 月

実際に事業に有した事業期間 平成 26 年 12 月~平成 29 年 8 月

雨水幹線の設計段階から土地区画整理事業計画と調整を図り、最適な整備ルートや工法等を選定し、事業を進めたことで、本事業とともに土地区画整理事業の円滑な推進を図ることができたことから、事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局

建設局 下水道建設部 下水道計画課 電話番号:022-214-8830



事業番号 ★D-17-2-4

事 業 名 蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業に係る文化財調査業務 (和田織部館跡)

事 業 費 総額 16,701 千円 (国費 13,360 千円)

(内訳:作業員賃金 6,283 千円、消耗品費 186 千円、印刷製本費 706 千円、役務費 3 千円、調査等委託料 8,905 千円、使用料及び賃借料 618 千円)

事業期間 平成 26 年度

事業目的・事業地区

蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域において、文化財保護法に基づき発掘調査を行い、当該地区における早期の工事着手を図るとともに、文化財の記録保存を図る もの。

事業結果

本事業により、江戸時代初め頃、和田氏が仙台藩から知行地として蒲生一帯を拝領した際に築かれたと考えられる屋敷周囲の土塁や堀跡、区画溝跡等が確認され、当時の陶器等、多くの遺物が出土した。さらに、古代の畑跡や中世の区画溝跡も発見され、和田氏入部以前の土地利用に係る知見も得られた。

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

今回の調査で出土した最も古い遺物は、弥生土器である。

古代の遺構は土坑と数時期の畑跡である。8世紀代と9世紀後半以降の土師器や須恵器が出土している。

中世の出土遺物には常滑や渥美産、在地産の陶器のほか、青磁などがあり、12 世紀後半から 14 世紀前半頃のものである。

17 世紀半ばから後半にかけての土塁、堀跡、区画溝跡などは入部した和田氏の屋敷に係る遺構と考えられ、17 世紀以降近現代までの陶器や磁器、砥石など生活に密接に係る遺物が出土している。

本事業により、上記のとおり文化財の記録保存を図るとともに、土地区画整理事業の早期着手を図ることができたことから、事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

調査は、本市職員が直接実施することを基本に、委託料や作業員賃金など、各種経費について必要の都度、精査しながら執行しており、事業コストは適切なものと考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

当初は2ヶ月程度の発掘調査期間を想定したが、遺構数が多く、台風による調査区水没 や湧水等の影響もあり、3ヶ月強の期間を要した。

湧水等の影響は標高 1~2mという対象地の立地によるものであり、事前に地下水を遮断する方法を講じるということも考えられないわけではないが、事前準備に多くの期間と費用を要することは明らかである。それに比べれば想定を上回る調査期間を要したものの、土地区画整理事業の計画には影響を及ぼさなかったため、事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局

教育局 生涯学習部 文化財課 電話番号: 022-214-8899

事業番号 ★D-17-2-5、★D-17-2-9、★D-17-2-14、★D-17-2-20、★D-17-2-24、★D-17-2-28、 ★D-17-2-32

事 業 名 蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業に係る事業運営支援業務

事 業 費 総額 445, 559 千円 (交付対象事業費 445, 559 千円、国費 356, 443 千円) (内訳: 測量設計費 445, 559 千円)

事業期間 平成 26 年度~令和 3 年度

事業目的・事業地区

東日本大震災により甚大な津波被害を受けた地区の復興と新たな産業集積の推進を目的とする蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業を効率的・効果的に実施するため、(公財)区画整理促進機構のガイドラインを踏まえ、民間事業者に調査設計・工事、事業施行運営の補助などを一括して委託する「包括委託方式」を導入しており、本事業はこのうち事業施行運営に係る補助業務を行うものである。

事業結果

蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の事業施行運営に係る以下の補助業務を本事業で実施した。

- 事業全体の包括的管理業務(通年)
- ・事業費管理補助(次年度実施箇所・数量取りまとめ、予算要望資料作成)
- 土地区画整理審議会運営補助
- · 評価委員会運営補助
- ・土地区画整理法第76条許可建築物等の完了検査
- 権利者向け広報誌作成
- 管理用地使用承認の完了検査
- ・宅地引渡し立会補助
- ・保留地販売関連

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

復興関連事業が同時期に集中する状況において、施行者(市)である職員が行う業務の一部を民間事業者にアウトソーシングし、職員の不足解消や負担軽減とともに土地区画整理事業の専門知識を持つ人材を確保することで、蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業全体の円滑な進行が図られたことから、事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

事業施行運営に係る補助業務を含む包括委託の受託者選定にあたっては、透明性や公平性等を確保するため、公募型プロポーザル方式を採用しており、受託者とは基本協定書を締結した上で、年度ごとに随意契約で包括委託業務契約を締結している。年度ごとの契約は、基本協定書に定めた契約率(受託者が応募時に提出した技術提案書の概算事業費を市積算額で除した値)に当該年度の市積算額を乗じた金額で締結しており、コスト管理の徹底を図っていることから、本事業に係るコストは適切であると考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

想定した事業期間 平成 26年10月~令和3年3月

実際に事業に有した事業期間 平成 26 年 11 月~令和 3 年 12 月

地元調整等に不測の日数を要したことで基幹事業の工事が想定より遅くなり、関連する本事業の期間を延長したが、包括委託方式の導入により、事業運営支援、換地設計、補償、工事等の業務間調整、事業全体の包括的管理を受託者が適宜実施し切れ目のない事業推進を図った結果、令和3年9月に換地処分を行うなど、大幅に遅れることなく事業を終えたことから、事業手法は適切であると考える。

事業担当部局

事業番号 ★D-17-2-6、★D-17-2-10、★D-17-2-15、★D-17-2-21、★D-17-2-25、★D-17-2-29、

★D-17-2-33

事 業 名 蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業に係る測量調査設計業務

事 業 費 総額 754,699 千円 (交付対象事業費 754,699 千円、国費 603,754 千円)

(内訳: 測量設計費 754,699 千円)

事業期間 平成 26 年度~令和 3 年度

事業目的・事業地区

東日本大震災により甚大な津波被害を受けた地区の復興と新たな産業集積の推進を目的とする蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業を効率的・効果的に実施するため、(公財)区画整理促進機構のガイドラインを踏まえ、民間事業者に調査設計・工事、事業施行運営の補助などを一括して委託する「包括委託方式」を導入しており、本事業はこのうち調査設計、換地設計、測量調査、住民との意見交換会の開催等に係る業務を行うものである。

事業結果

蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業に係る以下の業務を本事業で実施した。

- ·換地設計(土地評価、基準地積決定、換地設計、相続人調査、換地計画、清算金、区画整理登記) A=92.1ha
- ·測量業務(街区画地確定計算、街区画地点測設、出来形確認測量) A=92.1ha
- 実施設計(整地設計、軟弱地盤解析、地質調査) A=92.1ha
- ・移転計画・工事工程管理調整(移転計画、工事工程管理) A=92.1ha
- 土壌汚染調査、環境調査(重要植物調査、移植後モニタリング)
- · 権利者説明会 · 個別説明会

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

復興関連事業が同時期に集中する状況において、施行者(市)である職員が行う業務の一部を民間事業者にアウトソーシングし、職員の不足解消や負担軽減とともに土地区画整理事業の専門知識を持つ人材を確保することで、蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業全体の円滑な進行が図られたことから、事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

本事業による測量調査設計等を含む包括委託の受託者選定にあたっては、透明性や公平性等を確保するため、公募型プロポーザル方式を採用しており、受託者とは基本協定書を締結した上で、年度ごとに随意契約で包括委託業務契約を締結している。年度ごとの契約は、基本協定書に定めた契約率(受託者が応募時に提出した技術提案書の概算事業費を市積算額で除した値)に当該年度の市積算額を乗じた金額で締結しており、コスト管理の徹底を図っていることから、本事業に係るコストは適切であると考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

想定した事業期間 平成 26 年 10 月~令和 3 年 3 月

実際に事業に有した事業期間 平成 26 年 11 月~令和 3 年 12 月

地元調整等に不測の日数を要したことで基幹事業の工事が想定より遅くなり、関連する本事業の期間を延長したが、包括委託方式の導入により、事業運営支援、換地設計、補償、工事等の業務間調整、事業全体の包括的管理を受託者が適宜実施し切れ目のない事業推進を図った結果、令和3年9月に換地処分を行うなど、大幅に遅れることなく事業を終えたことから、事業手法は適切であると考える。

事業担当部局

事業番号 ★D-17-2-7、★D-17-2-11、★D-17-2-16、★D-17-2-22、★D-17-2-26、★D-17-2-30

事 業 名 蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業に係る上下水道等施設整備事業

事 業 費 総額 5,608,454 千円 (交付対象事業費 5,608,454 千円、国費 4,486,758 千円)

(内訳: 本工事費 5,608,454 千円)

事業期間 平成 26 年度~令和 2 年度

事業目的・事業地区

東日本大震災により甚大な津波被害を受けた地区の復興と新たな産業集積の推進を目的とする蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業を効率的・効果的に実施するため、(公財)区画整理促進機構のガイドラインを踏まえ、民間事業者に調査設計・工事、事業施行運営の補助などを一括して委託する「包括委託方式」を導入しており、本事業はこのうち上下水道施設の設計及び工事を行うものである。

事業結果

蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業に係る以下の設計及び工事を本事業で実施した。

実施設計(上水道、汚水、雨水) L=27.4km

工 事: 汚水管新設 L=12.8km、汚水幹線移設 L=0.8km

雨水管新設 L=13.8km 調整池築造 1箇所

水路

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業で地区内のライフライン(下水道施設)を整備したことで、事業所等の操業環境の向上及び雨天時の浸水被害の軽減が図られ、被災した事業所の再開や新たな企業の立地に寄与したことから、事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

本事業による上下水道施設の整備を含む包括委託の受託者選定にあたっては、透明性 や公平性等を確保するため、公募型プロポーザル方式を採用しており、受託者とは基本協 定書を締結した上で、年度ごとに随意契約で包括委託業務契約を締結している。年度ごと の契約は、基本協定書に定めた契約率(受託者が応募時に提出した技術提案書の概算事業 費を市積算額で除した値)に当該年度の市積算額を乗じた金額で締結しており、コスト管 理の徹底を図っていることから、本事業に係るコストは適切であると考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

想定した事業期間 平成26年10月~令和3年3月

実際に事業に有した事業期間 平成 26 年 11 月~令和 3 年 3 月

包括委託方式の導入により、事業運営支援、換地設計、補償、工事等の業務間調整、事業全体の包括的管理を受託者が適時実施し切れ目のない事業推進を図った結果、想定した事業期間内で事業を終えたことから、事業手法は適切であると考える。

事業担当部局

事業番号 ★D-17-2-12、★D-17-2-17、★D-17-2-23、★D-17-2-27、★D-17-2-31

事 業 名 蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業に係る舗装等撤去事業

事 業 費 総額 1,763,767 千円 (交付対象事業費 1,763,767 千円、国費 1,411,008 千円)

(内訳: 本工事費 1,763,767 千円)

事業期間 平成 26 年度~令和 2 年度

事業目的・事業地区

東日本大震災により甚大な津波被害を受けた地区の復興と新たな産業集積の推進を目的とする蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業を効率的・効果的に実施するため、(公財)区画整理促進機構のガイドラインを踏まえ、民間事業者に調査設計・工事、事業施行運営の補助などを一括して委託する「包括委託方式」を導入しており、本事業はこのうち土地区画整理事業の施行によって不要となる既存の道路舗装版、側溝、地下埋設物等の撤去工事を行うものである。

事業結果

蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業に係る以下の工事を本事業で実施した。

舗装版撤去 A=93,000 ㎡、側溝撤去 L=29.0km

汚水管撤去 L=12.9km、雨水管撤去 L=6.5km、開水路撤去 L=2.6km

ガス管撤去 L=10.4km

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

本事業で既存の道路舗装版等を撤去することにより、本体工事の速やかな着工が図られ、地区の復興と新たな産業集積の早期実現に寄与したことから、事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

本事業による舗装版等の撤去を含む包括委託の受託者選定にあたっては、透明性や公平性等を確保するため、公募型プロポーザル方式を採用しており、受託者とは基本協定書を締結した上で、年度ごとに随意契約で包括委託業務契約を締結している。年度ごとの契約は、基本協定書に定めた契約率(受託者が応募時に提出した技術提案書の概算事業費を市積算額で除した値)に当該年度の市積算額を乗じた金額で締結しており、コスト管理の徹底を図っていることから、本事業に係るコストは適切であると考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

想定した事業期間 平成26年10月~令和3年3月

実際に事業に有した事業期間 平成27年4月~令和3年3月

包括委託方式の導入により、事業運営支援、換地設計、補償、工事等の業務間調整、事業全体の包括的管理を受託者が適宜実施し切れ目のない事業推進を図った結果、想定した事業期間内で事業を終えたことから、事業手法は適切であると考える。

事業担当部局

事業番号 ★D-17-2-13、★D-17-2-19

事 業 名 蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業に係る文化財調査業務 (貞山堀遺跡)

事 業 費 総額 86,111 千円 (国費 68,888 千円)

(内訳:消耗品費 67 千円、調査等委託料 86,043 千円)

事業期間 平成 28 年度~平成 29 年度

事業目的・事業地区

蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域において、文化財保護法に基づき発掘調査を行い、当該地区における早期の工事着手を図るとともに、文化財の記録・保存を図るもの。

事業結果

本事業により、貞山堀舟溜り跡入り口の南北両岸に石積みが良好に遺されていることが確認された。石積みの構築には 2 時期の変遷が確認され、古い時期の石積みは明治 20 年頃に構築された可能性が高いことが明らかになった。

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

今回の調査で確認された古い時期の石積みの手法は、幕末から明治 20 年頃にかけて構築された全国各地の崖面や港の岸壁の石積み等に認められる「フランドル積み」と呼ばれるものである。

明治20年(1887)に貞山堀の舟入堀と七北田川をつなぐ工事が行われ、最終的な拡幅や浚渫工事が完了し「貞山運河」と命名されたのは明治22年(1889)であるが、古い時期の石積みはこの当時に構築されたものである可能性が高い。用いられている石材は、塩釜湾周辺から産出した凝灰岩である。

本事業により、上記のとおり文化財の記録保存を図るとともに、土地区画整理事業の早期着手を図ることができたことから、事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

現況標高 1.2~1.7mという対象地の条件に起因して、湧水対策に多くの労力を要することとなり事業費が増加したが、発掘調査業務委託積算基準に基づき積算を行った上で、本市の規程に基づき入札で事業者を選定するなど、適正な価格での事業執行に留意していることから、事業コストは適切なものと考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

想定した事業期間

平成 28 年 6 月~平成 29 年 11 月

実際に事業に有した事業期間 平成28年6月~平成30年3月

(このうち野外調査期間) 平成28年6月~平成28年12月

石積みの残存状況が良好であったことや湧水が存在したことにより、記録作成作業に想定以上の時間を要したが、排水ポンプ増設等の対策によって野外調査の期間延長を1か月に抑えることで、土地区画整理事業の全体工程に影響を与えずに所要の記録保存ができたことから、事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局 教育局 生涯学習部 文化財課 電話番号:022-214-8899

事業番号・事業名

- ★D-23-2-44 集団移転跡地利活用方針策定事業
- ★D-23-2-47 集団移転跡地利活用事業者公募選定事業
- ★D-23-2-49 集団移転跡地利活用事業 荒浜地区:排水施設等調査·計画
- ★D-23-2-50 荒浜地区集団移転跡地公共利用ゾーン基本計画策定事業
- ★D-23-2-51 集団移転跡地利活用事業 南蒲生地区: ⑦ブロック基盤整備事業
- ★D-23-2-52 新浜地区地域コミュニティ広場基本計画策定事業
- ★D-23-2-53 集団移転跡地利活用事業 南蒲生地区:③~⑥⑧⑨,新浜地区:①~③ブロック基盤整備事業(測量設計)
- ★D-23-2-54 集団移転跡地利活用事業 井土地区基盤整備事業
- ★D-23-2-55 集団移転跡地利活用事業 荒浜地区:①ブロック基盤整備事業
- ★D-23-2-56 集団移転跡地利活用事業 荒浜地区:⑥ブロック基盤整備事業
- ★D-23-2-57 集団移転跡地利活用事業 荒浜地区:⑦ブロック基盤整備事業
- ★D-23-2-58 集団移転跡地利活用事業 藤塚地区:①②ブロック基盤整備事業
- ★D-23-2-59 集団移転跡地利活用事業 荒浜地区:⑤ブロック(3)基盤整備事業
- ★D-23-2-60 集団移転跡地利活用事業 南蒲生地区:③~⑥⑧⑨,新浜地区:①~③ブロック基 幣整備事業(工事)
- ★D-23-2-61 集団移転跡地利活用事業 荒浜地区:⑤ブロック(1)基盤整備事業
- ★D-23-2-62 集団移転跡地利活用事業 荒浜地区:⑤ブロック(2)基盤整備事業
- ★D-23-2-63 集団移転跡地利活用事業 荒浜地区:⑤ブロック(4)基盤整備事業
- ★D-23-2-64 集団移転跡地利活用事業 荒浜地区:⑦⑧ブロック基盤整備事業
- ★D-23-2-65 荒地区集団移転跡地公共利用ゾーン実施設計·整備事業
- ★D-23-2-66 集団移転跡地利活用事業 荒浜地区:②③④ブロック基盤整備事業
- ★D-23-2-67 集団移転跡地利活用事業 藤塚地区:③④⑤ブロック基盤整備事業
- ★D-23-2-68 集団移転跡地利活用事業(荒浜地区:排水施設等実施設計·整備工事)

事 業 費 総額 1,194,912 千円 (国費 955,919 千円)

(内訳:本工事費 1,078,599 千円、測量設計費 116,313 千円)

事業期間 平成28年度~令和3年度

事業目的・事業地区

本市は、津波で甚大な被害を受け、防災集団移転促進事業で住まいの移転を実施した仙台市東部沿岸地域の新たな魅力を創出するため、防災集団移転跡地利活用に係る方針策定、広場及びトイレ等の公共施設整備、民間事業者利活用区画の造成等を行うものである。

事業結果

- ・仙台市集団移転跡地利活用検討委員会や市民フォーラム等を開催し、「仙台市東部沿岸部の集団移転跡地利活用方針」(以下「利活用方針」) を平成 29 年 3 月に策定。
- ・他自治体における事例調査等を踏まえ、土地利用条件や応募手続き、提案の選定評価方法を検討し、仙台市集団移転跡地利活用事業者選定委員会(以下「選定委員会」)の議論を経て「仙台市集団移転跡地利活用に係る事業者募集応募要領」(以下「応募要領」)を平成29年9月に公表。
- ・応募要領に基づき、事業者利活用ゾーンに係る第1次募集を実施し、平成30年3月に8事業者を事業候補者として決定。それ以降、募集枠の拡大や見直しを行いながら、合計38区画43.0haの募集を行い、事業者が決定した区画に係る最低限の造成などを実施。
- ・利活用方針で「東部沿岸部の拠点」と位置づけた荒浜地区においては、東部沿岸部の回遊性創

出とともに地域の歴史や文化・震災の記憶と経験を国内外へ発信・継承することを目指し、多様な人が集い活動するために公共利用ゾーンを設定し、多目的広場や駐車場、トイレを整備。

・新浜地区においては、「地域を豊かにする場」として地元利用ゾーンを設定し、地域が主体的 に管理・運営しながら地域内外の人々の交流を創出する地域コミュニティ広場を整備。

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

事業者利活用ゾーンについては、全 38 区画 43.0ha のうち、35 区画 32.8ha で事業者が決定。このうち 23 区画 19.5ha で体験型観光果樹園、温泉・農産物販売・飲食の複合施設など、民間の自由な発想を活かした様々な事業が開始され、新たな魅力や雇用、交流人口の創出に寄与しており、事業者が決定していない 3 区画 10.2ha についても事業者募集を行いながら、新たな魅力の創出に向けて活用を進める予定。

荒浜地区の公共利用ゾーンにおいては、多目的広場と駐車場、トイレが令和 4 年 3 月に完成。多様な人々が集い、活動できる場として活用していく予定。

新浜地区コミュニティ広場については、令和2年6月に完成し、グラウンドゴルフや体験 農園など、地域主体で積極的に活用され、交流創出に寄与している。

以上のとおり、平成29年3月策定の利活用方針に基づき、新たな魅力の創出に向けて様々な利活用事業が進んでいることから、事業内容は適切なものと考える。

② コストに関する調査・分析・評価

公共利用ゾーンや地元利用ゾーンに整備する施設の機能や規模、民間事業者が利活用する 区画の造成規模は、基本計画や民間事業者の事業計画を考慮し、必要最低限の内容としている。

また、設計及び工事の発注においては、標準積算基準に基づき積算した上で、仙台市契約 規則等に基づき入札で受注者を選定し、契約している。

以上のことから、本事業に係るコストは適切なものと考える。

- ③ 事業手法に関する調査・分析・評価
 - ・想定した事業期間 平成28年10月~令和3年3月
 - ・実際に事業に有した事業期間 平成28年10月~令和4年3月
 - ・全体の計画段階においては、民間事業者等へのアイデア募集により新たな発想と実現可能 性を考慮し、専門家や元住民等の意見を踏まえて利活用方針を策定している。
 - ・事業者の選定段階においては、事業者向けの現地説明会を開催し、本市の利活用方針を周知したうえで事業提案を受けるとともに、選定委員会における専門家の評価により事業候補者を決定。事業者が作成する事業計画を踏まえ、必要最低限の造成などを実施している。
 - ・事業者の撤退や他事業との調整等により事業期間を延長したが、設計及び工事の工程管理 を綿密に実施し、1年間の延長で必要な基盤整備を終えることができた。
 - ・以上のことから、事業手法は適切なものと考える。

事業担当部局

